

# 八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画 (素案)

令和8年(2026年)3月



# 目次

はじめに .....	1
第1部 基本的な考え方 .....	3
第1章 計画の基本的な考え方 .....	3
第2章 対策の目的等 .....	5
第1節 対策の目的 .....	5
第2節 対策実施上の留意点 .....	7
第3節 対策推進のための役割分担 .....	12
第3章 発生段階等の考え方 .....	16
第4章 対策項目 .....	18
第2部 各対策項目の考え方及び取組 .....	24
第1章 実施体制 .....	24
第1節 準備期 .....	24
第2節 初動期 .....	27
第3節 対応期 .....	30
第2章 情報収集・分析 .....	34
第1節 準備期 .....	34
第2節 初動期 .....	36
第3節 対応期 .....	38
第3章 サーベイランス .....	40
第1節 準備期 .....	40
第2節 初動期 .....	44
第3節 対応期 .....	46
第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション .....	48
第1節 準備期 .....	48
第2節 初動期 .....	52
第3節 対応期 .....	54
第5章 水際対策 .....	58
第1節 準備期 .....	58
第2節 初動期 .....	59
第3節 対応期 .....	61
第6章 まん延防止 .....	62

第1節 準備期 .....	62
第2節 初動期 .....	64
第3節 対応期 .....	65
第7章 ワクチン .....	72
第1節 準備期 .....	72
第2節 初動期 .....	76
第3節 対応期 .....	77
第8章 医療 .....	80
第1節 準備期 .....	80
第2節 初動期 .....	83
第3節 対応期 .....	85
第9章 治療薬・治療法 .....	90
第1節 準備期 .....	90
第2節 初動期 .....	91
第3節 対応期 .....	92
第10章 検査 .....	94
第1節 準備期 .....	94
第2節 初動期 .....	96
第3節 対応期 .....	97
第11章 保健 .....	99
第1節 準備期 .....	99
第2節 初動期 .....	105
第3節 対応期 .....	108
第12章 物資 .....	115
第1節 準備期 .....	115
第2節 初動期 .....	117
第3節 対応期 .....	118
第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保 .....	120
第1節 準備期 .....	120
第2節 初動期 .....	122
第3節 対応期 .....	124
第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制 .....	129
第1章 市における危機管理体制 .....	129
第2章 市政機能の維持 .....	138
用語集 .....	140

## はじめに

### 【八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の目的】

令和2年（2020年）1月に我が国で最初の新型コロナウイルス感染症（COVID-19）<sup>1</sup>（以下「新型コロナ」という。）の感染者が確認されて以降、新型コロナの感染が拡大する中で、人々の生命及び健康が脅かされ、経済や暮らしなど社会全般に重大な影響がもたらされた。この未曾有の感染症危機において、八王子市（以下「市」という。）は、国・東京都（以下「都」という。）・近隣市町村等と連携し、専門家の知見も活用しながら効果的な対策を講ずるとともに、市民・事業者・医療従事者等の尽力により、一丸となって幾度もの感染の波を乗り越えてきた。

今般の八王子市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）の改定は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）をはじめとする法改正等に的確に対応するとともに、新型コロナとの闘いで積み重ねた知見や経験を踏まえ、いつ現れるとも知れない新たな感染症にも揺るがない強じんて持続可能な市の実現を目指すものである。

市行動計画に基づき、感染症危機に対する平時の備えに万全を期すとともに、有事には、感染症の特徴や科学的知見を踏まえ、迅速かつ着実に必要な対策を実施していく。

### 【行動計画の改定概要】

平成25年（2013年）4月に特措法が施行されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（以下「政府行動計画」という。）が新たに作成されたことを踏まえ、新型インフルエンザ等<sup>2</sup>の発生時における危機管理対応の規範とするべく、平成25年（2013年）年11月に東京都新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「都行動計画」という。）が作成された。

市では、平成25年（2013年）6月26日に「八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例」を制定した。また、国や都の行動計画やガイドラインを踏まえ、平成26年（2014年）3月に行動計画を作成し、令和5年（2023年）4月に八王子市業務継続計画（新型インフルエンザ等編）を一部改定するなど、新型インフルエンザ対策を推進してきた。

---

<sup>1</sup> 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2（2020）年1月に、中華人民共和国から世界保健機関（WHO）に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。

<sup>2</sup> 特措法第2条第1号

今般、令和6年（2024年）7月に政府行動計画が抜本改定となったことを受け、令和7年（2025年）5月に都行動計画が改定された。これを踏まえ、本市においても、行動計画の改定を行うものである。

対象とする疾患についても、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等<sup>3</sup>だけでなくその他の幅広い呼吸器感染症をも念頭に置くこととした上で、記載を3期（準備期、初動期及び対応期）に分け、特に準備期の取組を充実させている。

また、新型コロナへの対応（以下「新型コロナ対応」という。）で課題となった項目を独立させるなど、対策項目をこれまでの8項目から都行動計画に合わせた13項目に拡充し、記載の充実を図る。感染が長期化する可能性も踏まえ、複数の感染拡大の波への対応や、状況の変化に応じて、感染症拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的な対策についても明確化する。

さらに、感染症に係る緊急事態に際して、速やかに事態を把握し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市の初動対応についても市行動計画において明らかにする。

---

<sup>3</sup> 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症及び同項第4号に規定する再興型新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。

## 第1部 基本的な考え方

### 第1章 計画の基本的な考え方

#### 1 根拠

市行動計画は、特措法第8条の規定に基づき策定する計画である。

なお、市行動計画は、感染症法に基づく予防計画<sup>4</sup>及び地域保健法に基づく健康危機対処計画との整合性の確保を図っている。

	新型インフル等 特措法	医療法	感染症法	地域保健法
国	政府行動計画	医療提供体制の 確保に関する 基本方針	基本指針	地域保健基本指針
	新型インフル等 対策ガイドライン	医療計画作成指針	予防計画 策定ガイドライン	地域健康危機管理 ガイドライン (感染症編)
都	行動計画	保健医療計画	予防計画	
	保健医療体制 ガイドライン			
保健所設置市 (八王子市)	行動計画		予防計画	健康危機対処計画 (感染症編)

#### 2 対象とする感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）

ア 新型インフルエンザ等感染症<sup>5</sup>

イ 指定感染症<sup>6</sup>（当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

ウ 新感染症<sup>7</sup>（全国かつ急速なまん延のおそれがあるもの）

<sup>4</sup> 感染症法第10条第17項。同条第14項に規定する予防計画（市においては「八王子市感染症予防計画」）は、特措法第8条第1項に規定する市町村行動計画との整合性の確保を図らなければならない。

<sup>5</sup> 感染症法第6条第7項

<sup>6</sup> 感染症法第6条第8項

<sup>7</sup> 感染症法第6条第9項

### 3 計画の基本的な考え方

- (1) 都行動計画に基づき、市における新型インフルエンザ等への対策の実施に関する基本的な方針や市が実施する対策を示すとともに、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性をも想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、病原性の強弱等の様々な状況下で対応ができるよう、対策の選択肢を示す。
- (2) 国、都、市、医療機関、指定（地方）公共機関、事業者及び市民の役割を示し、新型インフルエンザ等の対策が緊密に連携して推進されるようにする。
- (3) 市の医療提供体制の状況等も考慮しつつ、各種対策を総合的、効果的に組み合わせることでバランスの取れた対策を目指す。
- (4) 新型インフルエンザ等への対策と併せて新型コロナ対応の具体例を掲載することで、新型コロナ対応で積み重ねた知見・経験を市のみならず、関係機関や市民等とも共有し、今後発生し得る未知なる感染症の危機に備える。

### 4 計画の推進

市行動計画には、国や都の動向を注視しつつ、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的な知見を取り入れていく。

また、新型インフルエンザ等の発生に備え、市や関係機関、市民等について、平時から教育・訓練・啓発の実施などを通して対応能力を高めるとともに、機動的に計画を検証し、必要に応じて修正を行っていくこととする。

### 5 計画の改定

市行動計画の改定に当たっては、学識経験者（感染症）、医療関係団体、弁護士、事業者団体、保健所等の代表等からなる「八王子市感染症対策関連計画推進会議」に意見を聴き、行う。

## 第2章 対策の目的等

### 第1節 対策の目的

新型インフルエンザ等対策を危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく<sup>8</sup>。

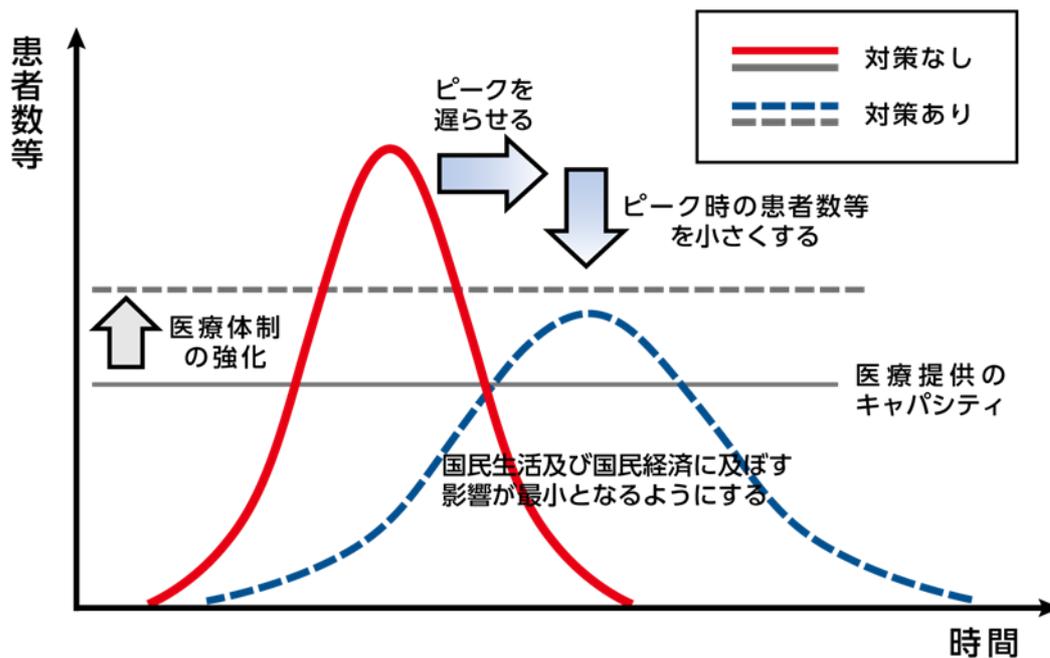
#### 1 感染拡大の抑制、市民の生命及び健康の保護

- (1) 感染拡大の速度を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備や治療薬・ワクチン製造等のための時間を確保する。
- (2) 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、迅速かつ効率的な医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制のキャパシティを超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- (3) 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

<対策の概念図>

---

<sup>8</sup> 特措法第1条



出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

## 2 市民生活及び市民経済に及ぼす影響の最小化

- (1) 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による市民生活及び市民経済への影響を軽減する。
- (2) 市民生活及び市民経済の安定を確保する。
- (3) 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- (4) 業務継続計画の作成や実施等により、医療の提供の業務又は市民生活及び市民経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

## 第2節 対策実施上の留意点

市は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、国が定める基本的対処方針又は市行動計画に基づき、国や都等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

### 1 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制作りが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、迅速かつ効率的な情報収集・共有、分析のための基盤となるDXの推進等を行う。

#### (1) 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に高い確率で起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

#### (2) 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症や新型インフルエンザ等が国内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後、速やかに初動対応に動き出せるように、体制整備を進める。

#### (3) 関係者や市民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や市民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

#### (4) 医療提供体制、検査体制、リスクコミュニケーション<sup>9</sup>等の備え

感染症法や医療法等の制度改正による医療提供体制等の平時からの備えの充実をはじめ、有事の際の速やかな対応が可能となるよう、検査体制の整備、リスクコミュニケーション等について平時からの取組を進める。

---

<sup>9</sup> リスクコミュニケーションとは、個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関係者の相互作用等を重視した概念

(5) DXの推進や人材育成等

保健所等の負担軽減（システムへの入力作業の負担を含む。）、医療関連情報の有効活用、国、都及び市の連携の円滑化等を図るためのDXの推進や人材育成を進める。

なお、DXの推進に当たっては、AI（人工知能）技術などの新技術の進展や普及状況も注視しながら、関係者間の迅速かつ効率的な情報共有体制の整備や現場の負担軽減に資する技術の活用、システム開発等を検討していく。

## 2 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

感染拡大防止対策に当たっては、社会経済活動とのバランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有とにより市民生活及び市民経済への影響を軽減させるとともに、市民が身体的、精神的及び社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の(1)から(5)までの取組により、感染状況等に応じ感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えとを円滑に行い、市民の生命及び健康の保護と市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

(1) 可能な限り科学的根拠に基づいた対策の切替え

対策の切替えに当たっては、感染症の特徴、病原体の性状、感染症の発生状況等も含めたリスク評価を考慮し、可能な限り科学的な根拠に基づき対応するため、平時からそのためのデータ収集の仕組みや適時適切なリスク評価の仕組みを構築する。

(2) 医療提供体制と市民生活及び市民経済への影響を踏まえた感染拡大防止措置

有事には各段階における医療提供体制で対応できるレベルに感染規模を収め、なるべく感染拡大のスピードやピークを抑制することが重要である。注意深く実施するリスク評価に基づき、このレベルを超える可能性がある場合等には、適時適切に感染拡大防止措置等を講ずる。その際、影響を受ける市民や事業者を含め、市民生活や市民経済等に与える影響にも十分留意する。

(3) 状況の変化に基づく柔軟かつ機動的な対策の切替え

国や都の科学的知見の集積による病原体の性状の把握、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及等の状況の変化や社会経済等の状況に合わせて、市は適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることを基本として対応する。あわせて、対策の切替えの判断の指標や考慮要素について可能な範囲で具体的に事前に定める。

(4) 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

(5) 市民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、市民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ、様々な場面を活用して普及させ、子供を含め様々な年代の市民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、市民等が適切な判断や行動をとれるようにする。特に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける市民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

### 3 基本的人権の尊重

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、市民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする<sup>10</sup>。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、市民等に対してその意義や必要性等を十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者等に対する<sup>ひぼう</sup>誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。

また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人権の保護や士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より大きな影響を受けられる可能性がある社会的弱者への配慮について留意するなど、感染症危機においても市民の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

---

<sup>10</sup> 特措法第5条

#### 4 危機管理としての特措法の性格

特措法は、感染症有事における危機管理のための制度であって、緊急事態に備えて様々な措置を講ずることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等感染症や指定感染症、新感染症が発生したとしても、病原性の程度や、ワクチン・治療薬等による対策が有効であること等により、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を講ずる必要性にも相違が生じることが考えられ、どのような状況下でもこれらの措置を講ずるものではないことに留意する。

#### 5 関係機関相互の連携協力の確保

都対策本部<sup>11</sup>及び八王子市新型インフルエンザ等対策本部（法定）<sup>12</sup>（以下「市対策本部（法定）」という。）は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

市は必要に応じて、都に新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。また、都は九都県市（都並びに埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市）でも、連携した取組を実施する。

#### 6 高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等<sup>13</sup>における対応

感染症危機における高齢者施設や障害者施設等の社会福祉施設等において必要となる医療提供体制等について、平時から検討し、有事に備えた準備を行う。

#### 7 感染症危機下の災害対応

市は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保等を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えること等を進める。また、発災時には、市は都と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

---

<sup>11</sup> 特措法第22条及び東京都新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第29号）

<sup>12</sup> 特措法第34条及び八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第35号）

<sup>13</sup> 入所系施設及び多くの者が共同で生活する施設等の利用者の緊急的な移動が困難で、施設内で感染症患者が発生した際にハイリスクな施設を想定

## 8 記録の作成や保存

市は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、新型インフルエンザ等対策本部（以下「市対策本部」という。）における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、これを公表する。

### 第3節 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等から一人でも多くの生命を守り、社会経済活動への影響を最小限にするためには、国、都、区市町村、医療機関、事業者、市民等が互いに協力してそれぞれの役割を果たし、八王子市一丸となって感染拡大防止に努めるとともに、市民生活及び市民経済を維持しなければならない。新型インフルエンザ等が発生すれば、誰もがかり患する可能性があり、互いに協力してそれぞれの役割を果たすことが求められる。

#### 1 国

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する<sup>14</sup>。また、国は世界保健機関（WHO）等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努める<sup>15</sup>とともに、新型インフルエンザ等に関する調査及び研究に係る国際協力の推進に努める<sup>16</sup>。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検及び改善に努める。

国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議<sup>17</sup>（以下「閣僚会議」という。）及び閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議<sup>18</sup>（以下「関係省庁対策会議」という。）の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

---

<sup>14</sup> 特措法第3条第1項

<sup>15</sup> 特措法第3条第2項

<sup>16</sup> 特措法第3条第3項

<sup>17</sup> 「新型インフルエンザ等対策閣僚会議の開催について」（平成23年9月20日閣議口頭了解）」に基づき開催

<sup>18</sup> 「新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の設置について」（平成16年3月2日関係省庁申合せ）」に基づき開催

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。その際、国は、新型インフルエンザ等対策推進会議<sup>19</sup>（以下「推進会議」という。）等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

## 2 都

都道府県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に關した確な判断と対応とが求められる。

都は、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備するほか、民間検査機関又は医療機関等と検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、検査体制、宿泊療養等の実施体制並びに保健所の対応能力の確保について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。こうした取組においては、都は、特別区及び保健所を設置する市（以下「保健所設置区市」という。）、感染症指定医療機関<sup>20</sup>、東京都医師会等の関係団体等で構成される東京都感染症対策連携協議会<sup>21</sup>等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。

また、予防計画に基づく取組状況を毎年度国に報告し、進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施し、P D C A サイクルに基づき改善を図る。

## 3 市

市は、住民に最も近い行政単位であり、住民に対するワクチンの接種や、自宅療養を行う住民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時における高齢者や障害者等の要配慮者への支援に關し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、都や近隣の区市町村と緊密な連携を図る。

<sup>19</sup> 特措法第70条の2の2に規定する新型インフルエンザ等対策推進会議をいう。

<sup>20</sup> 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画上では「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

<sup>21</sup> 感染症法第10条の2

なお、保健所設置市として、感染症法においては、都道府県に準じた役割を果たすことが求められていることから、まん延防止に関し、予防計画に基づく取組状況を毎年度、東京都感染症対策連携協議会において都区市間で共有し、国に報告するなど、進捗確認を行う。また、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

都と市は、まん延防止等に関する協議を行い、新型インフルエンザ等の発生前から連携を図っておく<sup>22</sup>。

#### 4 医療機関

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、都と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具をはじめとした感染症対策物資等<sup>23</sup>の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定及び地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療及び通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。

#### 5 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき<sup>24</sup>、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

---

<sup>22</sup> 平時においては、以下のような方策を講ずることが必要である。

- ・ 行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の意見を聴く（特措法第8条第3項）等の特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。
- ・ 都や都内の保健所設置区市も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること（特措法第12条第1項）。

<sup>23</sup> 感染症法第53条の16第1項に規定する医薬品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「薬機法」という。）第2条第1項に規定する医薬品）、医療機器（薬機法第2条第4項に規定する医療機器）、個人防護具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材

<sup>24</sup> 特措法第3条第5項<sup>25</sup> 特措法第4条第3項

## 6 登録事業者

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その業務を継続的に実施するよう努める<sup>25</sup>。

## 7 一般の事業者

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる<sup>26</sup>ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

## 8 市民

市民は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、感染症の流行状況等を踏まえ、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種等の実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める<sup>27</sup>。

---

<sup>25</sup> 特措法第4条第3項

<sup>26</sup> 特措法第4条第1項及び第2項

<sup>27</sup> 特措法第4条第1項

## 第3章 発生段階等の考え方

### 1 発生段階の考え方

新型インフルエンザ等への対策は、患者発生状況に応じて講ずべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

発生段階は、都行動計画と同様に、予防や準備等の事前準備の部分（準備期）と発生後の対応のための部分（初動期及び対応期）とに大きく分けた構成とする。

### 2 各段階の概要

#### （1）準備期

新型インフルエンザ等の発生前の段階では、水際対策、市民に対する啓発や市・企業による業務継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行う。

なお、国及び都においては、水際対策<sup>28</sup>の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備も行う。

#### （2）初動期（A）

感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状（病原性<sup>29</sup>、感染性、薬剤感受性<sup>30</sup>等）を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

#### （3）対応期（B,C-1,C-2,D）

対応期については、以下の四つの時期に区分する。

---

<sup>28</sup> 水際対策は、飽くまでも国内への病原体の侵入をできる限り遅らせる効果を期待して行われるものであり、病原体の国内侵入を完全に防ぐための対策ではない。

<sup>29</sup> 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、市行動計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質及び病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。

なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

<sup>30</sup> 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性（有効性又は抵抗性）をいう。

- ・ 封じ込めを念頭に対応する時期 (B)
- ・ 病原体の性状等に応じて対応する時期 (C-1)
- ・ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期 (C-2)
- ・ 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期 (D)

< 発生段階及び各段階の概要 >

段落	区分	区分の説明	概要
準備期	—	発生前の段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 水際対策の実施体制の構築、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチンや治療薬等の研究開発と供給体制の整備、市民に対する啓発や市・企業による事業継続計画等の策定、DXの推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。</li> </ul>
初動期	A	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症の急速なまん延及びその可能性のある事態を探知して以降、政府対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。</li> </ul>
対応期	B	封じ込めを念頭に対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政府対策本部の設置後、都内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレバンデミックワクチンなどの対応を開始し、検査、診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意)。</li> </ul>
	C-1	病原体の性状等に応じて対応する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたりリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。</li> </ul>
	C-2	ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する)。</li> </ul>
	D	特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回るにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。</li> </ul>

## 第4章 対策項目

### 1 主な対策項目

市行動計画は、新型インフルエンザ等対策の二つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する」こと及び「市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

それぞれの対策の切替えのタイミングを示し、関係機関等においても分かりやすく、取り組みやすいようにするため、以下の13項目を行動計画の主な対策項目とする。

- ① 実施体制
- ② 情報収集・分析
- ③ サーベイランス
- ④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ⑤ 水際対策
- ⑥ まん延防止
- ⑦ ワクチン
- ⑧ 医療
- ⑨ 治療薬・治療法
- ⑩ 検査
- ⑪ 保健
- ⑫ 物資
- ⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 2 対策項目ごとの基本理念と目標

主な対策項目である13項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑬までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

#### ① 実施体制

感染症危機は市民の生命及び健康、市民生活及び市民経済に広く大きな被害を及ぼすことから、医療従事者や市民・事業者の協力の下、国や都、他区市町村とも連携し、実効的な対策を講じていくことが重要である。そのため、新型インフ

ルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時に、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析及びリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報収集・分析

感染拡大防止を目的としつつ、状況に応じて市民生活及び市民経済との両立を見据えた政策上の意思決定に資するよう、体系的かつ包括的に情報収集・分析及びリスク評価を行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、国や都と連携し、効率的な情報の収集・分析や提供の体制を整備するとともに、定期的な情報収集・分析や有事に備えた情報の整理・把握手段の確保を行う。新型インフルエンザ等の発生時には、感染症（発生状況や病原体の特徴等）及び医療の状況等の情報収集・分析並びにリスク評価を実施するとともに、市民生活及び市民経済に関する情報等を収集し、リスク評価を踏まえた判断に際し考慮することで、感染症対策と社会経済活動の両立を見据えた対策の判断につなげられるようにする。

③ サーベイランス

感染症危機管理上の判断に資するよう、新型インフルエンザ等の早期探知、発生動向の把握及びリスク評価を迅速かつ適切に行うことが重要である。そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、国や都と連携し、サーベイランス体制の構築を行うとともに、平時のサーベイランスを実施する。新型インフルエンザ等の発生時には、有事の感染症サーベイランスの実施及びリスク評価を実施し、感染症対策の強化又は緩和の判断につなげられるようにする。

④ 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、市民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、想定される事態に備

え、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

#### ⑤ 水際対策

海外で新型インフルエンザ等が発生した場合は、病原体の国内侵入を完全に防ぐことは困難であることを前提としつつ、国は、新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に検疫措置の強化や入国制限等の水際対策を実施することにより、国内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入をできる限り遅らせ、医療提供体制の確保等の感染症危機への対策に対応する準備のための時間を確保する。

国による検疫措置の強化や入国制限等の水際対策の決定に当たっては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、その内容が検討され、実施される。また、検疫所は、施設が所在する地方公共団体とも平時から緊密に連携を図り、検疫法（昭和26年法律第201号）に基づく隔離・停留等の措置の円滑な実施に備える。

なお、新型インフルエンザ等の発生当初等の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、強力な水際対策が実施される必要があるが、常に新しい情報を収集し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、適切な対策へと切り替える。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した水際対策について、実施方法の変更、縮小や中止等の見直しが行われることが重要である。

#### ⑥ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活及び市民経済への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、必要に応じてまん延防止対策を講ずることで、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつながることを重要である。特に、有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、病原体の性状等を踏まえたリスク評価を適時適切に行い、強化された医療提供体制においても医療がひっ迫する水準の大規模な感染拡大が生じるおそれのある場合には、特措法に基づき、政府対策本部は、必要と考えられる地域・期間等において、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置の公示を行う。

一方で、特措法第5条において、国民の自由と権利に制限を加える場合、その制限は新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとしてされていることや、まん延防止対策が社会経済活動に大きな影響を与える面があることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性や感染性等に関する情報、ワクチン及び治療薬の開発や普及等の状況の変化に応じて、実施しているまん延防止対策の縮小や中止等の見直しを機動的に行うことが重要である。

#### ⑦ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、市民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。市は、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、国において、我が国における開発・生産はもとより、外国からの輸入、外国で開発された製品の国内生産等の全ての手段を通じて、安全で有効なワクチンの迅速な供給を行うとともに、市においても、接種に当たっては、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

#### ⑧ 医療

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、かつ人々の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、医療提供体制の確保は、健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送るという目的を達成する上で、不可欠な要素である。また、健康被害を最小限にとどめることは、社会経済活動への影響を最小限にとどめることにもつながる。

感染症危機において、感染症医療及び通常医療の双方のひっ迫を防ぎ、医療の提供を滞りなく継続するために、都と連携し、通常医療との両立を念頭に置きつつ、感染症医療の提供体制を確保し、病原性や感染性等に応じて変化する状況に機動的かつ柔軟に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。

#### ⑨ 治療薬・治療法

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあることから、健康被害や社会経済

活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素であり、治療薬の開発・実用化等と治療法の確立は重要な位置付けのものとなる。

新型インフルエンザ等の発生時に治療薬・治療法を早期に実用化し、患者へ提供可能とすることが重要であり、国が主体となって、平時から、大学等の研究機関や製薬企業等の研究開発力向上のための施策を講じ、人材の育成・確保や技術の維持向上を図るとともに、治療薬の開発が必要な感染症（重点感染症<sup>31</sup>）に対する情報収集・分析を行い、未知の感染症も念頭に置いた研究開発を推進する。国は、新型インフルエンザ等の発生時に、平時に整備した研究開発体制を活用し、速やかに治療薬の実用化に向けた取組を実施する。

また、国は、新型インフルエンザ等の発生時に治療薬の安定的な供給を確保し、迅速に必要な患者に投与できるよう、平時から製造能力の強化等を図るとともに、都は、国や関係機関と連携し、医療機関や薬局へ円滑に流通させる体制を整理し、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに体制が構築できるよう必要な準備・訓練等を行う。

#### ⑩ 検査

新型インフルエンザ等の発生時における検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。また、検査の適切な実施は、まん延防止対策の適切な検討及び実施や、柔軟かつ機動的な対策の切替えのためにも重要である。さらに、検査が必要な者が必要なときに迅速に検査を受けることができることは、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめることや、感染拡大防止と社会経済活動の両立にも寄与し得る。このため、新型インフルエンザ等の発生時に必要な検査が円滑に実施される必要があり、国や都と連携し、平時から検査機器の維持及び検査物資の確保や人材の確保を含めた準備を着実に進めるとともに、新型インフルエンザ等の発生当初から研究開発や検査拡充等の体制を迅速に整備することが重要である。また、状況の変化に合わせて、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や検査の特性等を踏まえ、リスク評価に基づき検査実施の方針を適時かつ柔軟に変更し、検査体制を見直していくことが重要である。

---

<sup>31</sup> 重点感染症は、公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。将来の新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。

⑪ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なることから、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、市民の生命及び健康を保護する必要がある。その際、市民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、保健所は、検査の実施及びその結果分析並びに積極的疫学調査による接触者の探索や感染源の推定を通じ、患者の発生動向の把握から都に対する情報提供・共有まで重要な役割を担う。

保健所は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、多数の患者が発生した場合には、積極的疫学調査、健康観察、検査結果の分析等の業務負荷の急増が想定される。このため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化を行って地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

⑫ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により、検疫、医療、検査等の円滑な実施が滞り、市民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関をはじめとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄等の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

国は、平時から医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等を推進するとともに、感染症対策物資等の需給状況の把握等のために必要な体制を整備する。

また、都は新型インフルエンザ等の発生時に、感染症対策物資等の需給状況の把握を行い、不足が懸念される場合等には、医療機関等で必要な感染症対策物資等が確保されるよう取り組む。

⑬ 市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。このため、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や市民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、市民生活及び市民経済の安定の確保に必要な対策や支援を行う。事業者や市民等は、平時の準備を基に、自ら事業継続や感染防止に努める。

## 第2部 各対策項目の考え方及び取組

### 第1章 実施体制

#### 第1節 準備期

##### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、関係機関が一丸となって取組を推進することが重要である。そのため、あらかじめ、役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成及び確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。

また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

#### 1-1 行動計画の見直し

市は、都行動計画に基づき、必要に応じて新型インフルエンザ等の発生に備えた市行動計画を見直していく。【健康医療部】

#### 1-2 実践的な訓練の実施

市は、政府行動計画及び都道府県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。【健康医療部】

#### 1-3 体制整備・強化

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員体制等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図り、市における取組体制を整備・強化するため、業務継続計画の改定等を進める。【総合経営部・生活安全部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる専門人材、職員等について、訓練や養成等を推進する。【総務部・健康医療部】
- ③ 市は、有事において迅速に情報提供・共有を行い、助言を得ることができるよう、医療、公衆衛生、社会経済等の感染症危機管理に関連する分野の専門家と平時から連携を強化する。【健康医療部】

- ④ 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイス<sup>32</sup>での情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【市長公室】
- ⑤ 市は、平時から、国や都と連携し、市民等に対し、感染症に関する基本的な情報や感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報やその対策等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。【健康医療部】
- ⑥ 市は、感染症危機管理における情報収集・分析について、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。【健康医療部】
- ⑦ 市は、特措法の定めのほか、市対策本部（法定）に関し必要な事項を条例で定める<sup>33</sup>。【生活安全部】
- ⑧ 市は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修や訓練等を実施するとともに、感染症対応部門と危機管理部門との連携強化や役割分担に関する調整を行う。【市長公室・健康医療部】
- ⑨ 市は、都と連携し、新型インフルエンザ等対策に携わる医療従事者や専門人材、職員等の養成等を行う。国やJ I H S、都の研修等を積極的に活用しつつ、地域の感染症対策の中核となる保健所の人材の確保や育成に努める。【健康医療部】

#### 1-4 市行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 市は、市行動計画を作成・変更する。作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保及び有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。【総合経営部・生活安全部】

#### 1-5 関係機関の連携の強化

- ① 市は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認及び訓練を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等をはじめとした連携体制を構築する。【健康医療部】

<sup>32</sup> ワンボイスの原則とは、スポークスパーソンを一人に限定することではなく、危機管理を担う多様な情報源からであっても一貫した情報提供・共有をすることをいう。

<sup>33</sup> 特措法第26条

- ③ 市は、感染症法に基づき、保健所設置区市、感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係団体等により構成される東京都感染症対策連携協議会に参加し、同協議会等を活用して、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方等について協議する。その協議結果及び国が定める基本指針<sup>34</sup>等を踏まえた予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、市行動計画及び地域保健対策の推進に関する基本的な指針に基づく健康危機対処計画と整合性の確保を図る<sup>35</sup>。

【健康医療部】

---

<sup>34</sup> 感染症法第9条及び第10条第15項

<sup>35</sup> 感染症法第10条第17項

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、危機管理として事態を的確に把握するとともに、市民の生命及び健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。そのため、準備期における検討等に基づき、必要に応じて感染症対策会議<sup>36</sup>を開催し、市及び関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

### 2-1 新型インフルエンザ等の疑いを把握した場合の措置

#### 2-1-1 国・都からの情報収集

市は、国や都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、生活安全部と健康医療部との相互で情報共有し、必要に応じて市長に報告する。【健康医療部】

#### 2-1-2 国内外の感染症情報収集等

市は、保健所を中心に、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析する。【健康医療部】

#### 2-1-3 感染症対策会議の開催

市は、海外で新型インフルエンザ等の発生の疑いを確認した場合、必要に応じて速やかに感染症対策会議を開催し、情報の収集・共有・分析を行うとともに、新型インフルエンザ等の市内発生を見据え、市の初動対応について検討を行う。

また、健康医療部と生活安全部で情報共有し、必要に応じて市長に報告する。  
【健康医療部・生活安全部】

#### 2-1-4 法律上の感染症の類型決定についての情報収集

市は、国や都から、特措法、感染症法及び検疫法上の感染症の類型決定についての情報収集を積極的に行う。【健康医療部】

<sup>36</sup>新型インフルエンザ等の発生が国内で疑われる場合、または海外で発生した場合に、市内発生を見据えた初動対応を検討する。

保健所長、市長公室長、危機管理参事等で構成され、初動対処方針を協議・決定する。

## 2-2 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① WHOが急速にまん延するおそれのある新たな感染症の発生を公表（PHEIC宣言等）する等、新型インフルエンザ等の発生が確認された場合には、国は、直ちに関係部局や関係省庁等間での情報共有を行う。また、感染症の発生動向や、状況の推移に応じ必要となる感染症法、検疫法及び特措法上の措置を的確に実施するため、各法律の適用対象の種類のいずれに該当するかの検討を行い、必要となる政令の改正等を実施する。厚生労働大臣は、新型インフルエンザ等が発生したと認めたときは、速やかにその旨を公表するとともに、内閣総理大臣に報告する。
- ② 市は、国や都から新型インフルエンザ等が発生したと認める旨を公表することについての情報を入手した場合には、直ちに市長に報告するとともに、健康医療部と生活安全部で情報共有する。【健康医療部】
- ③ 内閣総理大臣は、新型インフルエンザ等の発生の報告があったときは、り患した場合の症状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる場合を除き、閣議にかけて、政府対策本部を設置し、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、公示する。
- ④ 政府対策本部及び都対策本部が設置されることについての情報を入手した場合は、直ちに市長に報告するとともに、健康医療部と生活安全部で情報共有し、市は必要に応じて、八王子市新型インフルエンザ等対策本部<sup>37</sup>（以下「市対策本部」という。）を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。【生活安全部・健康医療部】
- ⑤ 国は、JHS等から提供される知見も踏まえつつ、推進会議の意見を聴いた上で（緊急を要する場合で意見を聴くいとまがないときを除く。以下基本的対処方針の策定・変更に際して推進会議の意見を聴く場合について同じ。）、政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、直ちに公示し、周知を図る。
- ⑥ 市は、必要に応じて、第1節（準備期）「1-3 体制整備・強化」「1-4 市行動計画等の作成や体制整備・強化」を踏まえ、必要な人員体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。【総合経営部・生活安全部】
- ⑦ 国は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと判断される場合には、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

<sup>37</sup> 感染症拡大等の重大事態に対応するため、市長を本部長として設置され、情報収集及び総合調整、関係部署の対策を統括する。

### 2-3 市対策本部の設置・開催等

市は、政府対策本部及び都対策本部が設置された場合には、速やかに市対策本部を設置し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。

市の本部会議については、第3部第1章（市における危機管理体制）の記載内容を参照する。【生活安全部・健康医療部】

#### 2-3-1 市対策本部設置等の情報提供

- ① 市は、事態及び市対策本部設置等について、記者会見、記者クラブへの資料配布、ホームページへの掲載、SNSでの発信等を通じて市民や事業者等に対し、迅速かつ積極的に情報提供を行う。【市長公室】
- ② 市は、市の対応について国、都、医療機関等に迅速かつ的確に情報提供・共有し、今後の対応について関係機関と緊密に連携していく。【健康医療部】

#### 2-3-2 市対策本部設置に当たっての全庁を挙げた体制の構築

- ① 市は、事態の推移に応じて必要となる要員を「保健所健康危機対処計画（感染症編）」に基づき柔軟かつ的確に確保し、全庁を挙げた体制を構築する。【総合経営部・健康医療部】
- ② 市は、業務継続計画に基づき既存業務を精査し、応援要員を確保するとともに、職員が感染により不足しても継続業務を執行できる体制を構築する。【各部】

### 2-4 迅速な対応の実施に必要な予算の確保

市は、新型インフルエンザ等の発生及びその可能性がある事態を把握した際には、必要となる予算を迅速に確保し、速やかに対策を実施する。また、必要に応じて、国の財政支援の活用も踏まえ、対策に要する経費について地方債を発行する<sup>38</sup>ことを検討し、所要の準備を行う。【財政部】

---

<sup>38</sup> 特措法第70条の2第1項

### 第3節 対応期

#### <目的>

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、国内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束<sup>39</sup>するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な実施体制とすることが重要である。

感染症危機の状況並びに市民生活及び市民経済の状況や、各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異及びワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期にかつ少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

#### 3-1 基本となる実施体制の在り方

市対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

##### 3-1-1 対策の実施体制

- ① 市は、国や都が定める基本的対処方針及びJ I H S から提供される感染症の特徴に関する情報、感染状況や医療提供体制のひっ迫状況、市民生活や市民経済に関する情報等に基づき、適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【市長公室・健康医療部】
- ② 市は、都と連携し、市内の感染状況について一元的に情報を把握する体制を整備した上で、収集した情報やリスク評価を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。【健康医療部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。【総務部・各部】

##### 3-1-2 国による総合調整及び指示

- ① 国は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、基本的対処方針に基づき、都道府県及び指定公共機関に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行う<sup>40</sup>。新型インフルエンザ等のまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当該総合調整に基づく所要の措置が実施されず、都道府県及び指

<sup>39</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

<sup>40</sup> 特措法第20条第1項

定公共機関における緊急かつ一体的な対策が行われる必要がある等、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において国は必要な指示を行う<sup>41</sup>。

- ② 当該総合調整及び指示は、地方公共団体等における新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施することにより、他の地方公共団体や全国へのまん延を防止することを目的として実施されるものである。例えば、地方公共団体間で、施設の使用制限や営業時間の短縮等の措置の実施の方針が異なり、全国的な感染拡大の防止を実効的に行う観点から当該地方公共団体において一体的な対策を講ずる必要がある場合等に行われることが考えられる。
- ③ 国は、感染症法に基づき、都道府県等の区域を越えて人材確保又は移送を行う必要がある場合等において、都道府県等、医療機関その他の関係機関に対して、まん延防止のために必要な措置に関する総合調整を行う<sup>42</sup>。あわせて、都道府県等が感染症法等に定める事務の管理等を適切に行わない場合において、全国的かつ急速なまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、国は必要な指示を行う<sup>43</sup>。

なお、国は、都道府県等が行う新感染症に係る事務に関し必要な指示をしようとする際には、あらかじめ厚生科学審議会の意見を聴く<sup>44</sup>。ただし、緊急を要する場合には、指示した措置について、厚生科学審議会へ速やかに報告する<sup>45</sup>。

### 3-1-3 都による総合調整

- ① 都は、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、都及び関係区市町村並びに関係指定（地方）公共機関が実施する都の新型インフルエンザ等対策に関する総合調整等を行う<sup>46</sup>。
- ② 都は、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、区市町村、医療機関、感染症試験研究等機関その他の関係機関に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置その他のこれらの者が実施する措置に関し必要な総合調整を行う<sup>47</sup>。あわせて、

<sup>41</sup> 特措法第20条第3項。なお、J I H S以外の指定公共機関に対する指示は、緊急事態宣言時のみ可能である（特措法第33条第1項）。

<sup>42</sup> 感染症法第44条の5第1項、第44条の8又は第51条の4第1項

<sup>43</sup> 感染症法第51条の5第1項又は第63条の2第2項

<sup>44</sup> 感染症法第51条の5第2項

<sup>45</sup> 感染症法第51条の5第3項

<sup>46</sup> 特措法第24条第1項<sup>47</sup> 感染症法第63条の3第1項<sup>48</sup> 感染症法第63条の4<sup>49</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>47</sup> 感染症法第63条の3第1項<sup>48</sup> 感染症法第63条の4<sup>49</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

都は、新型インフルエンザ等の発生を予防し、又はまん延を防止するため緊急の必要があると認めるときは、保健所設置区市に対し、感染症法に定める入院勧告又は入院措置に関し必要な指示を行う<sup>48</sup>。

#### 3-1-4 職員の派遣・応援への対応

- ① 市は、新型インフルエンザ等のまん延により、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、都に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行を要請する。【健康医療部】
- ② 市は、その区域に係る特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、他の区市町村又は都に対して応援を求める<sup>49</sup>。【健康医療部】

#### 3-1-5 必要な財政上の措置

市は、国からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保<sup>50</sup>し、必要な対策を実施する。【財政部】

### 3-2 まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の検討等

まん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。なお、これらの措置の実施に係る考え方等については、第6章（まん延防止）の記載を参照する。

#### 3-2-1 まん延防止等重点措置の公示

##### 3-2-1-1 まん延防止等重点措置の公示までの手続等

国は、国内で発生した新型インフルエンザ等の状況又は都道府県からの要請等も踏まえ、推進会議の意見を聴き、基本的対処方針を変更するとともに、まん延防止等重点措置の公示等<sup>51</sup>を行う。まん延防止等重点措置の公示は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、都道府県の特定の区域において感染が拡大し、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生した旨を示すものである。

<sup>48</sup> 感染症法第63条の4<sup>49</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>49</sup> 特措法第26条の3第2項及び第26条の4

<sup>50</sup> 特措法第70条の2第1項

<sup>51</sup> 特措法第31条の6第1項<sup>52</sup> 特措法第34条第1項。

### 3-2-2 緊急事態宣言の手続

新型インフルエンザ等緊急事態宣言（特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言をいい、以下「緊急事態宣言」という。）は、緊急事態措置を講じなければ、医療提供体制の限界を超えてしまい、国民の生命及び健康を保護できず、社会混乱を招くおそれが生じる事態であることを示すものである。

### 3-2-3 市対策本部（法定）の設置

市は緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに市対策本部(法定)を設置する<sup>52</sup>。

市は、市域に係る緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う<sup>53</sup>。

また、市対策本部（法定）の設置については、市民や事業者等に対し、迅速に情報提供を行う。【市長公室・総合経営部・生活安全部・健康医療部】

## 3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

### 3-3-1 市対策本部（法定）の廃止

市は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）がなされたときは、遅滞なく市対策本部（法定）を廃止する<sup>54</sup>。【総合経営部・生活安全部・健康医療部】

---

<sup>52</sup> 特措法第34条第1項。

<sup>53</sup> 特措法第36条第1項

<sup>54</sup> 特措法第37条の規定により読み替えて準用する特措法第25条の規定により、市町村は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言が行われたときは、遅滞なく市町村対策本部を廃止するとされている。

## 第2章 情報収集・分析

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症危機管理において、新型インフルエンザ等による公衆衛生上のリスクの把握や評価、感染症予防や平時の準備、新型インフルエンザ等の発生の早期探知、発生後の対応等の新型インフルエンザ等対策の決定を行う上では、情報収集・分析が重要な基礎となる。

情報収集・分析では、新型インフルエンザ等対策の決定に寄与するため、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に感染症に関する情報を収集・分析し、リスク評価を行い、感染症対策における意思決定及び実務上の判断に資する情報を提供する。

情報収集・分析の対象となる情報としては、国内外の感染症の発生状況や対応状況、感染症サーベイランス等から得られた国内の疫学情報、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等のほか、医療提供体制や人流、市民生活及び市民経済に関する情報、社会的影響等を含む感染症流行のリスクに関する情報が挙げられる。

平時には、定期的に行う情報収集・分析に加えて、情報内容の整理や把握手段の確保を行う等、有事に向けた準備を行う。

#### 1-1 実施体制

① 市は、平時から感染症に関する情報収集・分析の目的を関係機関と共有した上で連携し、WHO、国、都、国内外からの情報を収集・分析し、リスク評価を行う体制を整備する。また、関係機関や専門家等との交流を深める等、ネットワークの形成や維持・向上に努める。

特に情報収集・分析の結果が有事の際に迅速かつ効率的に集約されるよう、平時から関係機関等との人的・組織的な関係性を築き、連携体制の強化を図る。【健康医療部】

② 市は、国や都から提供された情報収集・分析結果について、必要に応じ関係機関に速やかに提供する。【健康医療部】

③ 市は、有事に備え、積極的疫学調査や臨床研究に資する情報の収集について、平時から体制を整備する。【健康医療部】

④ 市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等の収集・分析に備え、収集すべき情報の整理や収集・分析方法の研究を行う等、平時から準備を行う。【健康医療部】

### 1-2 平時に行う情報収集・分析

市は、効率的に国内外の情報収集・分析及びリスク評価を行い、これらを活用し、感染症対策における意思決定及び実務上の判断を行う。情報収集・分析に当たっては、平時から関係機関等との人的・組織的ネットワークを活用する。【健康医療部】

### 1-3 訓練

市は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じて、情報収集・分析の実施体制の運用状況等の確認を行う。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期には、新たな感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）に関する情報の収集・分析及びリスク評価を迅速に行う。また、感染症危機管理上の意思決定等に資する情報収集・分析を行い、対策の検討を行う。

### 2-1 実施体制

- ① 市は、国や都から、鳥等との接触歴がなく、持続的なヒトーヒト感染の可能性が確認されるなど、新型インフルエンザ等の関連情報を入手した場合には、必要に応じて市長に報告する。（再掲：第1章第2節 2-1-1 国・都からの情報収集）  
【健康医療部】
- ② 新型インフルエンザ等が発生した場合は、市は、当該感染症に関する情報収集・分析及びリスク評価の体制を確立する。【健康医療部】
- ③ 市は、地域における感染症情報の収集・分析、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や八王子市医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。【健康医療部】
- ④ 市は、国や都から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を庁内関係部署で共有する。【健康医療部】

### 2-2 リスク評価

#### 2-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 市は、国及びJ I H S、都が実施するリスク評価等を踏まえ、医療提供体制、検査体制、保健所等の各体制について、速やかに有事の体制に移行することを判断するとともに、必要な準備を行う。【健康医療部】
- ② 市は、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても情報収集を行い、感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を早期に分析することを旨とする。【健康医療部】

#### 2-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国や都と連携し、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康医療部】

### 2-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、新たな感染症が発生した場合は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、個人情報やプライバシー保護に十分留意したうえで、市民等に迅速に提供・共有する。【市長公室・健康医療部】

### 第3節 対応期

#### <目的>

感染拡大の防止を目的に、新型インフルエンザ等に関する情報収集・分析（ウイルスの伝播性・病原性・遺伝子変化などの解析、ウイルス制御に関する様々な分野の情報収集）及びリスク評価を行い、新型インフルエンザ等対策の決定等に資する情報収集・分析を行う。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、感染拡大防止と市民生活及び市民経済との両立を見据えた対策の柔軟かつ機動的な切替え等の意思決定に資するよう、リスク評価を継続的に実施する。

特に対応期には、まん延防止等重点措置の要請等の判断を要する可能性があることから、医療提供体制や人流等の感染症のリスクに関する情報、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等については情報収集・分析を強化する。

#### 3-1 実施体制

市は、国や都から国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、その結果を市民や医療機関等へ幅広く提供する。【市長公室・健康医療部】

#### 3-2 リスク評価

##### 3-2-1 情報収集・分析に基づくリスク評価

- ① 市は、国や都と連携し、新型インフルエンザ等の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、市内での発生状況、臨床像に関する情報等について分析し、包括的なリスク評価を行う。リスク評価は、国際機関、研究機関等の情報や、積極的疫学調査等により得られた結果等の情報収集・分析に基づき実施する。この際、感染症危機の経過や状況の変化、これらを踏まえた意思決定及び実務上の判断の必要性に応じた包括的なリスク評価を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、リスク評価に基づく感染症対策の判断に当たっては、市民生活及び市民経済に関する情報や社会的影響等についても、必要な情報を収集し、考慮する。【生活安全部・健康医療部・関係各部】

##### 3-2-2 リスク評価に基づく情報収集・分析手法の検討及び実施

- ① 市は、国や都が実施するリスク評価に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、市内における感染が拡大した際に、まん延防止等重点措置や緊急事態措置が講じられる場合に備え、市民生活及び市民経済に関する分析を強化し、

感染症危機が市民生活及び市民経済等に及ぼす影響を把握する。【生活安全部・健康医療部・関係各部】

- ③ 市は、都と連携の上、国が示す方針や専門家の意見も踏まえながら、市内の実情に応じて積極的疫学調査等の対象範囲や調査項目を見直す。【健康医療部】
- ④ 市は、国から提供されたまん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施等に関する分析結果について、市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【市長公室・健康医療部】

### 3-2-3 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、都と連携の上、リスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。また、流行状況やリスク評価に基づき、柔軟かつ機動的に感染症対策を見直し、切り替える。【健康医療部】

### 3-3 情報収集・分析から得られた情報や対策の共有

市は、国や都が公表した感染症情報の分析から得られた結果に基づく正確な情報について、市民等へ分かりやすく提供・共有する。情報等の公表を行うに当たっては、個人情報やプライバシーの保護に十分留意する。【市長公室・健康医療部】

## 第3章 サーベイランス

### 第1節 準備期

#### <目的>

本章でいう「サーベイランス」とは、感染症の予防と対策に迅速に還元するため、新型インフルエンザ等の発生時に患者の発生動向や海外からの病原体の流入等を体系的かつ統一的な手法で、持続的かつ重層的に収集・分析を行う取組等をいう。

新型インフルエンザ等への対策を適時適切に実施するためには、国が海外での新型インフルエンザ等の発生の迅速な察知、発生状況やウイルスの特徴等についての速やかな情報収集・情報分析を行う一方で、市においては地域における発生状況の迅速な把握や必要な対策を実施した上で、その結果を評価することが大切である。そのためには、平時からサーベイランス体制を確立し、情報を速やかに収集・分析することが重要である。

このため、平時からサーベイランスシステムやあらゆる情報源の活用により、感染症の異常な発生を早期に探知するとともに、市内の新型インフルエンザ等の発生状況、患者の発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等の情報を収集する。これらの情報を踏まえ、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

#### 1-1 実施体制

- ① 国は、平時から感染症の発生動向等を都道府県等が把握できるよう、指定届出機関<sup>55</sup>からの患者報告や、J I H S や地方衛生研究所等からの病原体の検出状況やゲノム情報等の報告がなされる体制を整備する。また、国は、J I H S と連携し、国内における新型インフルエンザ等の発生等を早期に探知することを目的に、海外における感染症の発生動向等に関する情報を集約・分析する。
- ② 都は、感染症サーベイランスシステム、感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）<sup>56</sup>等を活用し、迅速かつ的確な情報収集・分析を行い、都や医療機関等における緊密な情報連携体制の構築を実現する。市は、都が行うサーベイランスと連携し、情報収集・分析を行う。また、有事の際の円滑な情

<sup>55</sup> 感染症法第14条第1項の規定に基づき都道府県知事から指定を受けた病院又は診療所であり、五類感染症のうち厚生労働省令で定めるもの又は二類感染症、三類感染症、四類感染症若しくは五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものの発生の状況の届出を担当する機関

<sup>56</sup> 感染症指定医療機関、都区保健所等の感染症対策に携わる諸機関等において、感染症に係る情報収集・分析機能の強化及び一類感染症等の発生時における迅速・的確な対応を確保するため、各機関間を結ぶ情報ネットワークシステム

報収集を実現するため、都と協力し、医療機関による電磁的方法による発生届の提出を促進する。【健康医療部】

- ③ 市は、積極的疫学調査の企画立案・実施・評価等を行うため、必要に応じて、東京都実地疫学調査チーム等（TEIT: Tokyo Epidemic Investigation Team）（以下「TEIT」という。）を派遣要請するなど、疫学調査の実施体制の強化に努める。【健康医療部】

## 1-2 平時に行う感染症サーベイランス

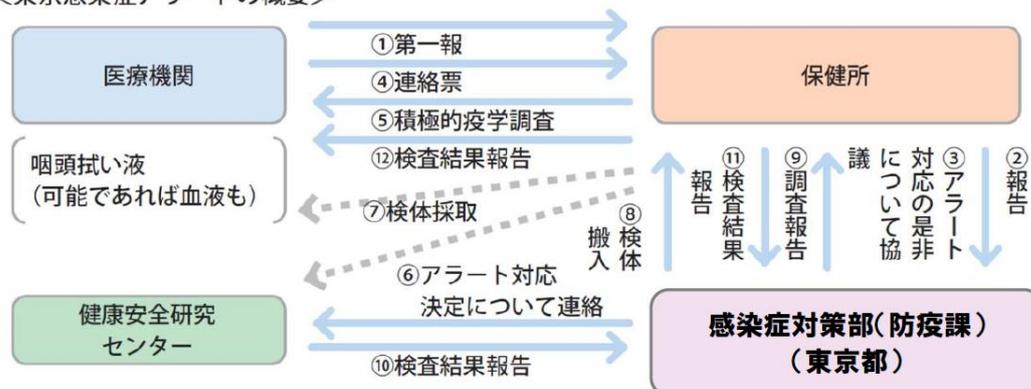
- ① 市は、平時から、季節性インフルエンザに関する患者発生サーベイランス、病原体サーベイランス、集団発生時報告、入院サーベイランス、クラスターサーベイランス等各種サーベイランスを実施し、情報の解析・集積を行う。【健康医療部】
- ② 市は、都が行っているサーベイランスに協力し、平時から感染症の発生状況等を把握するとともに、感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、発生状況や検査結果について把握する。【健康医療部】
- ③ 市は、都やJIHS等と連携し、インフルエンザウイルスの型・亜型、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を平時から把握するとともに、感染症サーベイランスシステム及び感染症健康危機管理情報ネットワークシステム（K-net）を活用し、発生状況について共有する。【健康医療部】
- ④ 市は、ワンヘルス・アプローチ<sup>57</sup>の考え方に基づき、東京都健康安全研究センター、家畜保健衛生所、（公財）東京都農林総合研究センター等と連携し、家きん、豚及び野生動物のインフルエンザウイルス等の保有状況を把握し、新型インフルエンザ等の発生を監視する。また、医療機関から鳥インフルエンザ等の動物由来インフルエンザに感染したおそれのある者について保健所に情報提供があった場合には、関係者間で情報共有を速やかに行う体制を整備する。【健康医療部】

---

<sup>57</sup> 人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

- ⑤ 市は、都と連携し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を通じ、感染症サーベイランスシステムを利用した疑似症サーベイランス<sup>58</sup>等による新型インフルエンザの早期探知の運用の習熟を行う。【健康医療部】
- ⑥ 市は、都と連携して、東京感染症アラートを活用し、新型インフルエンザ等が疑われる患者の早期把握を図る。あわせて、都と協力して、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症を疑わせる症状があり、症状が重篤と医師が判断し、直ちに特定の感染症と診断することが困難と判断した患者に関する定点医療機関からの報告を収集・分析する疑似症サーベイランスや、東京消防庁からの救急搬送時の情報に関する報告を収集・分析する感染症救急搬送サーベイランスを引き続き実施する。【健康医療部】

<東京感染症アラートの概要>



対象疾患 ※	重症急性呼吸器症候群（SARS）	鳥インフルエンザ（H5N1）
	中東呼吸器症候群（MERS）	鳥インフルエンザ（H7N9）

※ 上記感染症のほか、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症などが発生し、都内において感染が疑われる事例が確認された際に、早期の患者把握のため、保健所での疫学調査及び病原体検査等の対応につなぐ必要がある場面は、アラート対応を実施する。

### 1-3 人材育成及び研修の実施

市は、東京都健康安全研究センターにおいて実施している実地疫学調査研修、及び国（国立保健医療科学院を含む。）やJ I H S等で実施される感染症対策等に関する研修会や実地疫学専門家養成コース(FETP-J)、感染症危機管理リーダーシップ人材育成モデル事業等に、保健所等の職員等を積極的に派遣するとともに、市が

<sup>58</sup> 感染症法第14条第7項及び第8項に基づく疑似症サーベイランスであり、厚生労働大臣から通知を受けた都道府県等が、二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の疑似症のうち厚生労働省令で定めるものであって、当該感染症にかかった場合の病状の程度が重篤であるものが発生したとき等に、都内に所在する病院又は診療所の医師に対し、当該感染症の患者を診断し、又は当該感染症により死亡した者の死体を検案したときに届出を求める制度

感染症に関する講習会等を開催すること等により、職員等に対する研修の充実を図る。【健康医療部】

#### 1-4 DXの推進

- ① 市は、新型コロナ対応での取組実績を参考に、新型インフルエンザ等の発生等を見据えながら、デジタル技術の活用など、更なる業務の効率化に取り組む。

【総合経営部・健康医療部】

- ② 市は、八王子市医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の重要性を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう周知徹底を図る。

さらに、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症法の改正により電磁的方法による発生届の提出について、感染症指定医療機関の医師については義務化され、その他の医師については努力義務化されたことを踏まえ、関係機関と協力し、医療機関への働き掛けを行っていく。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期において、市は、市内における感染症有事（疑い事案を含む。）の発生の際に、都や関係機関と連携して、速やかに検査を実施することで、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等に関する情報の収集を迅速に行い、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

### 2-1 実施体制

新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。また、帰国者や接触者以外の患者を早期探知することが重要である。このため、平時において通年実施しているサーベイランスに加え、国や都が行う臨時的なサーベイランスに協力する。【健康医療部】

### 2-2 リスク評価

#### 2-2-1 有事の感染症サーベイランス<sup>59</sup>の開始

① 市は、国や都と連携し、準備期から実施している感染症サーベイランスを継続するとともに、新たな感染症の発生を探知した場合には、速やかに疑似症の症例定義の確認を行い、当該感染症に対する疑似症サーベイランスを開始する。

また、入院サーベイランス等の国や都が開始する有事の感染症サーベイランスに協力する。【健康医療部】

② 市は、新型インフルエンザ等に感染した恐れのあるものから採取した検体について、東京都健康安全研究センター等に検査を依頼し、亜型等の同定を行う。

#### 2-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国や都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえた初期段階でのリスク評価に基づき、感染症対策を迅速に判断し、実施する。【健康医療部】

<sup>59</sup> 有事の感染症サーベイランスにおいても、新たな感染症に対し、症例定義に基づき患者の発生動向（患者発生サーベイランス）、入院者数、重症者数の収集（入院サーベイランス）、ウイルスゲノム情報の収集（病原体ゲノムサーベイランス）、下水サーベイランス等の複数のサーベイランスを実施する。

### 2-3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は、市内の感染症の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、感染症の発生状況等や感染症対策に関する情報を、国や都と連携し、市民等へ迅速に提供・共有する。【健康医療部】

## 第3節 対応期

### <目的>

強化された有事の感染症サーベイランスの実施体制により、引き続き新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像や治療効果、抗体保有状況等に関する情報を収集し、リスク評価や感染症危機管理上の意思決定につなげる。

また、新型インフルエンザ等の発生状況に応じ、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。

### 3-1 実施体制

国内の患者数が増加し、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報が蓄積された時点では、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

新型コロナウイルス感染症対応時において、ウイルスの変異は、感染力、重症化の程度、ワクチン接種の効果などに様々な影響を及ぼしたことから、変異株サーベイランスを実施した。

初動期に実施していたサーベイランスについて、国の方針や専門家の意見も踏まえ、実施方法の必要な見直しを行い、適切な感染症サーベイランスの実施体制の検討や見直しを行う。【健康医療部】

### 3-2 リスク評価

#### 3-2-1 有事の感染症サーベイランスの実施

市は、国や都と連携し、市内の新型インフルエンザ等の発生状況や発生動向の推移、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像等について、流行状況に応じたサーベイランスを実施する。

国内の患者数が増加し、国が患者の全数把握から定点把握を含めた感染症サーベイランスに移行した場合は、市も移行する。また、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、感染症サーベイランスを実施する。【健康医療部】

#### 3-2-2 リスク評価に基づく感染症対策の判断及び実施

市は、国や都と連携し、感染症サーベイランスで収集した情報等を踏まえたリスク評価に基づく感染症対策を迅速に判断及び実施する。また、流行状況やリスク評

価に基づき、国の方針や専門家の意見も踏まえ、柔軟かつ機動的に感染症対策を切り替える。【健康医療部】

### 3-3 感染症サーベイランスから得られた情報の共有

市は、国や都と連携し、感染症サーベイランスにより市内の新型インフルエンザ等の発生状況等を迅速に把握し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、ゲノム情報、臨床像等の情報を含め、市民等へ新型インフルエンザ等の発生状況等について迅速に提供・共有する。

特に新型インフルエンザ等対策の強化又は緩和を行う場合等の対応においては、リスク評価に基づく情報を共有し、各種対策への理解・協力を得るため、可能な限り科学的根拠に基づいて市民等に分かりやすく情報を提供・共有する。【市長公室・健康医療部】

## 第4章 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、市民、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、市は、平時から、市民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー<sup>60</sup>を高めるとともに、市による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた市民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生前における市民等への情報提供・共有

##### 1-1-1 感染症に関する情報提供・共有

- ① 市は、平時から、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等について、市民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語（やさしい日本語（にほんご）を含む。）や障害者に配慮した方法で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う<sup>61</sup>。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者施設等は重症化リスクが高いと考えられる者の集団感染が発生するおそれがあることから、市は、

<sup>60</sup> 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力（ヘルスリテラシー）の一環

<sup>61</sup> 特措法第13条第1項

感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場をはじめ、子供に対する分かりやすい情報提供・共有を行う。【福祉部・健康医療部・子ども家庭部・学校教育部・関係各部】

- ② 市立学校については、都が作成している「都立学校における学校健康危機管理マニュアル」を参考に、学校における換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策について周知する。【学校教育部】
- ③ 新型インフルエンザ等についての正確な知識と適切な予防策について周知を図ることが重要であり、市民一人一人が感染予防策を理解することで、初めて感染拡大防止が可能となる。そのため市は、リーフレット、ホームページ、SNS等により、新型インフルエンザ等の感染予防策を周知し、発生した場合は、市や都からの情報に従って医療機関の受診をするなど、感染拡大防止策の普及啓発を図る。【健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【健康医療部】

#### 【リスク情報の伝え方】

リスク情報は、科学的知見に基づくものであるが、理解しやすい形で分かりやすく伝えるためには、以下のような点に留意することが重要である。

- a 実際のリスク認知は、客観的な要素と主観的な要素を基に、立場等に依拠して、総合的に判断される。このため、リスク情報を伝える際には、本人や社会にとって意味があると感じられる、自分を取り得る対策を、併せて伝えることが重要である。その際、推奨される行動等は、実行しやすいよう、可能な限り、具体的で肯定的な伝え方をすることが望ましい。
- b 現時点で分かっていることと不確実なこととの線引きをワンボイスで明確化しつつ、さらに、現在のみならず将来を含めた一貫性を確保するため、情報は現時点におけるものであり、更新され得る旨をあらかじめ付記しておくことや、残っている古い情報に依拠してしまうことによる混乱をできるだけ防ぐため、各種情報には更新時期を明記しておくことも重要である。
- c リスクの有無は程度の問題であることを理解しやすくするため、換算可能な数値や身近にある例を挙げて、イメージしやすいものにする工夫も考えられる。また、統計を示して説明する場合、直感的に分かりやすく、誤解の可能性も低くするため、割合だけでなく分母や実数といった生の数値も示しつつ、視覚化することが望ましい。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（情報提供・共有、リスクコミュニケーションに関するガイドライン）

### 1-1-2 偏見・差別等に関する啓発

市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなることなど、正確な知識等が情報の受け取り手に適切に伝わるよう留意しながら、啓発する<sup>62</sup>。【健康医療部・関係各部】

### 1-1-3 偽・誤情報に関する啓発

- ① 市は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、更にSNS等によって増幅されるインフォデミック<sup>63</sup>の問題が生じ得ることから、AI（人工知能）技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、市民等のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、情報の受け取り手に適切に伝わるよう留意しながら、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。【健康医療部】
- ② 感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、科学的知見等に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。これらの取組等を通じ、市による情報提供・共有が有用な情報源として、市民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。【健康医療部】

## 1-2 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

市は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

### 1-2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて市民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、市民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。【健康医療部、関係各部】
- ② 市として一体的・整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備する。【市長公室】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、関係団体等を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。【市長公室・健康医療部・関係各部】

<sup>62</sup> 特措法第13条第2項

<sup>63</sup> 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況

- ④ 市は、国から示される感染症の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【健康医療部】
- ⑤ 外国人に対しては、NPO法人八王子国際協会や民間等の協力を得ながら、情報提供する。【市民活動推進部】

#### 1-2-2 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 市は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、情報の受け取り手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。【市長公室・健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、市民等からの相談に応じるため、コールセンター等が設置できるよう準備する。【市長公室・関係各部】
- ③ 市は、市民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、アンケート調査等をはじめ、リスクコミュニケーションの取組を推進するとともに、職員に対する研修を実施し、手法の充実や改善に努める。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生又は発生の疑いを踏まえ、感染拡大に備えて、市民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で最新の科学的根拠等に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有し、理解を求めるとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 2-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、感染症の発生状況及び感染対策等について、情報を一元的に管理したうえで、報道発表、記者会見（記者クラブへのレクチャー、資料配布）、ホームページへの掲載、SNSでの発信等により迅速かつ積極的に情報提供・共有を行う。その際、市は、市が伝えたい情報等を市民等と正しく共有できるように、収集・分析した情報に専門家の視点も加え、分かりやすいメッセージを発信する。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ② その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ③ 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて、市は感染症対策の徹底などを呼び掛ける。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【市長公室・関係各部】
- ⑤ 市は、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民や報道機関等に対しては偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。【市長公室・健康医療部・関係各部】

- ⑥ 市は、国から示される新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等に基づき、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。【市長公室・健康医療部】
- ⑦ 市は、外国人向けを含めたホームページやSNS等を通じての広報を行う。【市長公室・関係各部】

## 2-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 市は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、窓口やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【市長公室・健康医療部】
- ② 市は、国から提供されたQ & Aをホームページなどへ掲載するとともに、コールセンター等を速やかに設置する。【市長公室・健康医療部】

## 2-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるものであり、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について市民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受け取り手に適切に伝わるように留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する市民等からの相談に適切に対応する。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【市長公室・健康医療部・関係各部】

## 第3節 対応期

### <目的>

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、市民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、市は、市民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する市民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、市民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるように、市民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されるものではなく、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等の不安の解消等に努める。

### 3-1 基本的方針

#### 3-1-1 迅速かつ一体的な情報提供・共有

- ① 市は、市民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、準備期にあらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、その時点で把握している科学的知見等に基づき、国内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。また、患者や医療従事者及びそれらの家族等関係者への偏見をなくすため、市民や報道機関等に対して偏見や誤解を生まない適切な情報発信を促す。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ② 発生段階や政府の緊急事態宣言に応じて、市は予防策の徹底などを呼び掛ける。【市長公室・健康医療部】
- ③ 市は、市民等が必要な情報を入手できるように、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。【市長公室・関係各部】
- ④ 国は、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行うため、新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等

に関し、地方公共団体における具体的な対応の目安となりやすいよう、改めて、感染症の特徴等に応じて必要な見直しを行いつつ、関係法令等の解釈や運用の明確化や周知を行う。

- ⑤ 市は、外国人向けを含めたホームページやSNS等を通じての広報を行う。【市長公室・関係各部】

【新型コロナ対応での具体例】

■感染情報の周知

感染者数情報については、当初、都からの情報のみを提供していたが、市民からの要望に応え、市内の感染者数を毎日ホームページで公開した。

また、Tokyo Star Radio(八王子エフエム)にて月に1回新型コロナに関する情報を発信した。

3-1-2 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、市は、一方向の情報提供だけでなく、窓口やコールセンター等に寄せられた意見等を通じて、情報の受け取り手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。【市長公室・健康医療部】
- ② 市は、国から提供されたQ & Aをホームページへ掲載するとともに、コールセンター等を継続して運営する。【市長公室・健康医療部】

【新型コロナ対応での具体例】

■「COVID-19 対応地域連携 WEB 会議」の開催

市は、東京医科大学八王子医療センターの医師からの発案で、病院、八王子市医師会、八王子市等の関係者間での迅速な情報共有を図るため、リモートによる会議「COVID-19 対応地域連携 WEB 会議」を実施。

発足当初は医療機関中心であったが、呼びかけにより福祉、介護、教育の分野からも参加が広がった。

### 3-1-3 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

- ① 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、市民及び事業者に理解を求める。また、その状況等を踏まえつつ、情報の受け取り手に適切に伝わるよう留意しながら情報提供・共有する。あわせて、偏見・差別等に関する市民等からの相談に適切に対応する。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ② 市は、感染症に関して科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、市民等が正確な情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。【市長公室・健康医療部・関係各部】

### 3-2 リスク評価に基づく方針の決定・見直し

市は、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。また、ウイルスに変異があった場合は、以下の対応を繰り返し実施することもあるため、速やかにリスク評価・分析を実施する。

#### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

- ① 市内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、市は、市民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、感染症対策の根拠を丁寧に説明する。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ② 市民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、市民等に不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要であること等について、市は、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。【市長公室・健康医療部・関係各部】

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

#### 3-2-2-1 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に基づき、感染拡大防止措置等が見直されることが考えられる。その際、市民等が適切に対応できるよう、その時点で把握している科学的知見等に基づく感染拡大防止措置等について、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。【市長公室・健康医療部・関係各部】

#### 3-2-2-2 子供や若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や市民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。【市長公室・健康医療部・関係各部】

#### 3-2-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることに より、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。順次、広報体制の縮小等を行う。【市長公室・健康医療部・関係各部】

## 第5章 水際対策

### 第1節 準備期

<目的>

平時から国や都と連携し、海外における感染症情報の収集を行うことにより、海外で新型インフルエンザ等が発生した場合に、出国予定者に向けて適時適切な情報提供・共有を行う。

#### 1-1 水際対策の実施に関する体制の整備

- ① 市は、国や都が実施する体制整備に関し、適宜、適切に情報収集を行い、市における対応方針を整理する。【健康医療部】
- ② 市は、検疫所が実施する訓練の機会等において、新型インフルエンザ等発生時における対策、連絡手順、協力事項等の共有を図っておく。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の特徴や海外における感染拡大の状況等を踏まえ、迅速に国が実施する水際対策に協力することにより、市内への新型インフルエンザ等の病原体の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、市内の医療提供体制等の確保等の感染症危機への対策に対応する準備を行う時間を確保する。

市の感染状況を適宜都に報告し、国が実施する水際対策の方針決定のための情報提供を実施する。国が水際対策を変更した場合には、速やかに体制を変更する。

### 2-1 新型インフルエンザ等の発生初期の対応

市は国や都と連携し、健康監視対象者の情報を入手し、東京都健康安全研究センターと情報共有するなど、感染者発生時に円滑に対応できる体制を構築する。

【健康医療部】

### 2-2 新型インフルエンザ等の検疫法上の類型の決定等<sup>64</sup>

国において、当該感染症が検疫法上の感染症の類型のいずれかに該当するかの検討がなされ、感染症の政令指定が行われた場合、市は、速やかに関係機関に情報共有するとともに、あらかじめ指定された体制に移行する。【健康医療部】

### 2-3 システムの稼働

国において、隔離等の実施における健康監視等を円滑に行うためのシステムを稼働した場合、市は、当該システムと連携し、円滑に健康監視を実施する。【健康医療部】

### 2-4 新型インフルエンザ等の感染疑い及び有症状者等への対応

市は、国や都と連携しながら、居宅等待機者等に対して健康監視を実施する<sup>65</sup>。また、国の方針の下、発生国からの帰国者や渡航者に対し、健康観察を行う。【健康医療部】

<sup>64</sup> 検疫法第2条、第34条及び第34条の2

<sup>65</sup> 感染症法第15条の3第1項

## 2-5 情報提供

市は、新型インフルエンザ等の発生が疑われる場合において、国が感染症危険情報を発出した際は、出国予定者に対し、不要不急の渡航の中止等の注意喚起を行う。【健康医療部】

## 2-6 在外邦人支援

市は、国が実施する帰国者対応に関し、必要な協力を実施する。【市民部・健康医療部】

### 第3節 対応期

<目的>

新たな病原体（変異株を含む。）の侵入や感染拡大のスピードをできる限り遅らせ、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や国内外における感染拡大の状況等を踏まえながら、国や都が実施する水際対策に協力する。

#### 3-1 封じ込めを念頭に対応する時期

市は、状況の変化を踏まえ、第2節（初動期）2-1の対応を継続する。【健康医療部】

#### 3-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

市は、第2節（初動期）2-1の対応を継続する。【健康医療部】

#### 3-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、第2節（初動期）2-1の対応を継続するとともに、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【健康医療部】

#### 3-4 水際対策の変更の方針の公表

市は、国が公表した水際対策の方針変更について速やかに関係機関等と情報を共有する。【健康医療部】

## 第6章 まん延防止

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、市民の生命及び健康を保護する。このため、対策の実施等に当たり参考とする必要のある指標やデータ等の整理を平時から行う。

新型インフルエンザ等が発生し、市民が免疫を獲得していない段階では、市内において感染が急速に拡大し、市民生活及び市民経済に重大な影響を及ぼすおそれがある。

そのため、有事においては急速な感染拡大による社会的影響を緩和するためのまん延防止対策を実施することが必要であり、その実施について市民や事業者から協力を得るため、対策の必要性についての理解促進に取り組む。

#### 1-1 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 市は、市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、市民の生命及び健康を保護するためには市民一人一人の感染対策への協力が重要であることや、実践的な訓練等を行うことの必要性について理解促進を図る。【健康医療部】
- ② 市は、八王子市医師会等の医療関係団体、企業団体等と連携しながら、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の正確な知識普及を図る。また、自らの感染が疑われる場合は、相談センター等に連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応等について、理解促進を図る。【健康医療部・産業振興部・関係各部】
- ③ 市は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態<sup>66</sup>における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。【市長公室・健康医療部・関係各部】

<sup>66</sup> 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

- ④ 市は、公共交通機関および八王子市地域循環バス（通称「はちバス」）について、適切な運送を図る観点からは、当該感染症の症状のある者の乗車自粛や、マスク着用等の咳エチケットの徹底、時差出勤や自転車等の活用の呼び掛け等、運行に当たっての留意点等について、都からの情報に基づき周知する。【健康医療部・道路交通部】

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、医療提供体制等の整備を図るための時間を確保するとともに、ピーク時の受診患者数や入院患者数等を減少させ、確保された医療提供体制で対応可能となるようにする。このため、市内でのまん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

### 2-1 市内でのまん延防止対策の準備

- ① 市は、国や都と相互に連携し、市内における新型インフルエンザ等の患者の発生に備え、感染症法に基づく患者への対応（入院勧告・措置等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）の確認を進める。また、検疫所から新型インフルエンザ等に感染した疑いのある帰国者等に関する情報の通知を受けた場合は、国や都と相互に連携し、適切に対応する。【健康医療部】
- ② 市は、国からの要請を受けて、業務継続計画に基づく対応の準備を行う。【総合経営部・生活安全部・健康医療部】

## 第3節 対応期

### <目的>

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、市民の生命及び健康を保護する。その際、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

また、緊急事態措置をはじめとする対策の効果及び影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活及び市民経済への影響の軽減を図る。

### 3-1 まん延防止対策の内容

まん延防止対策としては、以下のようなものがある。都は感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、変異の状況、都内の感染状況、医療提供体制への負荷の状況等に応じた、適切なまん延防止対策を講ずる<sup>67</sup>。

市は、まん延防止対策の協力や実施に際しては、市民生活及び市民経済への影響も十分考慮する。

#### 3-1-1 患者や濃厚接触者への対応

市は、国と連携し、地域の感染状況等に応じて、感染症法に基づき、患者への対応（入院勧告・措置等）<sup>68</sup>や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請等）<sup>69</sup>等の措置を行う。また、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等についての情報収集等で得られた知見等を踏まえ、積極的疫学調査等による感染源の推定と濃厚接触者の特定による感染拡大防止対策等に有効と考えられる措置がある場合には、そうした対応も組み合わせて実施する。

なお、必要な場合には、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の実施を検討する。【健康医療部】

#### 3-1-2 患者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等

##### 3-1-2-1 外出等に係る要請等

都は、地域の実情に応じて、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請を行う。ま

<sup>67</sup> 本節において、特に根拠法令の記載や注釈がないものについては、特措法第24条第9項の規定に基づく要請として行うことを想定している。

<sup>68</sup> 感染症法第26条第2項の規定により準用する感染症法第19条

<sup>69</sup> 感染症法第44条の3第1項

た、まん延防止等重点措置として、重点区域<sup>70</sup>において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請<sup>71</sup>や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないこと等の要請<sup>72</sup>を行う。

**【外出自粛要請（特措法第24条第9項又は第45条第1項）】**

居宅等からの不要不急の外出や移動の自粛を求めること。「不要不急の外出や移動」とは、医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、業務の都合上必要となる職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要なものを除いた外出を指す。

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

**3-1-2-2 基本的な感染対策に係る要請等**

市は、市民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨する。【市長公室・健康医療部・関係各部】

**3-1-3 事業者や学校等に対する要請**

**3-1-3-1 その他の事業者に対する要請**

市は都が講ずる、事業者や学校等に対するまん延防止対策について協力する。

また、国からの要請を受けて、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう要請する。

【福祉部・健康医療部・学校教育部・関係各部】

**3-1-3-2 学校等における対応**

**3-1-3-2-1 市立学校**

- ① 新型インフルエンザ等の発生時には、学校医や保健所と連携の下、次のとおり感染拡大防止策を講ずる。
- ② 新型インフルエンザ等の疑い又はり患していると診断された児童・生徒への対応については、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒

<sup>70</sup> 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

<sup>71</sup> 特措法第31条の8第2項

<sup>72</sup> 特措法第45条第1項

等に協力するとともに、児童・生徒のマスク着用等の咳エチケット、手洗い等、感染拡大防止に努める。

- ③ 患者等の集団発生がみられた場合は、保健所に報告を行うとともに、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）などの措置を講ずる。
- ④ 同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講ずる。さらに、感染が拡大し、市内で流行した場合、感染症の発生状況や医療提供体制等を勘案し、必要に応じ、全ての市立学校の閉鎖について検討する。

### 3-1-3-2-2 保育施設等

市は、感染状況、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえ、保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行うとともに、必要に応じて、臨時休園などについて検討する。

### 3-1-3-2-3 社会福祉施設等

各施設設置者に対し、新型インフルエンザ等についての情報提供を行い、利用者の感染拡大防止に努めるよう注意喚起を図るとともに、必要に応じて、臨時休業などの措置をとるよう要請する。

## 3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方

市は、都が以下のとおり実施するまん延防止対策に対し協力する。【福祉部・健康医療部・学校教育部】

### 3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期

都は、感染症指定医療機関等の医療資源には限界があること、新型インフルエンザ等の効果的な治療法が確立されていないこと、当該感染症に対する免疫の獲得が不十分であること等を踏まえ、医療のひっ迫を回避し、都民の生命及び健康を保護するため、必要な検査を実施し、上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」に加え、人と人との接触機会を減らす等の対応により封じ込めを念頭に対策を講ずる。

このため、必要に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討するとともに、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策の中でも強度の高いまん延防止対策を講ずる。

### 3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期

以下のとおり、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を踏まえたリスク評価の大きくりの分類に応じた対応の考え方を示すが、有事には、病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、臨床像に関する情報等に基づく国及びJ・I・H Sによる分析やリスク評価の結果に基づき、対応を判断する。

#### 3-2-2-1 病原性及び感染性がいずれも高い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高く、また、感染性の高さから感染者数の増加に伴い医療のひっ迫につながることで、大多数の都民の生命及び健康に影響を与えるおそれがあることから、上記「3-2-1 封じ込めを念頭に対応する時期」と同様に、都内の状況に応じて、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討するとともに、強度の高いまん延防止対策を講ずる。

#### 3-2-2-2 病原性が高く、感染性が低い場合

り患した場合の重症化等のリスクが非常に高いが、感染拡大のスピードが比較的緩やかである場合は、基本的には上記「3-1-1 患者や濃厚接触者への対応」を徹底することで感染拡大の防止を目指す。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討する。

#### 3-2-2-3 病原性が低く、感染性が高い場合

り患した場合のリスクは比較的低いが、感染拡大のスピードが速い場合は、基本的には、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に挙げた対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、宿泊療養や自宅療養等の体制を確保するとともに、予防計画及び医療計画に基づき、医療機関の役割分担を適切に見直すことで対応する。

上記の対策を行ってもなお、都内において医療のひっ迫のおそれが生じた場合等については、当該状況の発生を公表し、更なる感染拡大防止への協力を都民等及び事業者へ幅広く呼び掛けるとともに、国による業界団体等との調整、好事例の提供や導入支援等を踏まえ、より効果的・効率的な感染対策を実施する。

それでも医療の提供に支障が生じるおそれがある等の場合には、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請することを検討する。

#### 3-2-2-4 子供や若者、高齢者等が感染・重症化しやすい場合

子供や高齢者、特定の既往症や現病歴を有する者が感染・重症化しやすい傾向がある等の特定のグループに対する感染リスクや重症化リスクが高い場合は、そのグループに対する重点的な感染症対策の実施を検討する。

例えば、子供が感染・重症化しやすい場合については、学校や保育所等における対策が子供に与える影響にも留意しつつ、対策を実施するとともに、保護者や同居者からの感染リスクにも配慮した対策を講ずる。それでも地域の感染状況が改善せず、子供の感染リスク及び重症化リスクが高い状態にある場合等においては、学校施設等の使用制限等<sup>73</sup>を講ずることにより、学校等における感染拡大を防止することも検討する。

### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

都は、ワクチンや治療薬の開発や普及により、感染拡大に伴うリスクが低下したと認められる場合は、上記「3-1 まん延防止対策の内容」に記載した対策の中では強度の低いまん延防止対策を実施しつつ、特措法によらない基本的な感染症対策への速やかな移行を検討する。

なお、病原体の変異等により、病原性や感染性が高まる場合には、そのリスクに応じて、上記「3-2-2 病原体の性状等に応じて対応する時期」に記載した考え方に基づき対策を講ずる。ただし、そのような場合においても、対策の長期化に伴う都民生活及び都民経済への影響を勘案しつつ検討を行う。

### 3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

都は、これまでに実施したまん延防止対策の評価を行い、必要に応じ、病原体の変異や次の感染症危機に備えた対策の改善等を行う。

## 3-3 国におけるまん延防止等重点措置の公示及び緊急事態宣言の検討等

上記「3-2 時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方」に基づき対応するに当たり、国におけるまん延防止等重点措置及び緊急事態措置の実施の検討については、以下の①から③までのとおりである。

なお、これらの措置の実施に係る手続等については、第1章第3節（「実施体制」における対応期）3-2の記載を参照する。

- ① 都は、地域の感染状況や医療のひっ迫状況等の情報に基づき、リスク評価を行い、まん延防止等重点措置や緊急事態措置の実施を国に対して要請するか検討する。【総務局】
- ② 国は、J I H S及び都と緊密に連携し、J I H S等から得られる科学的知見や

---

<sup>73</sup> 特措法第45条第2項

都の医療提供体制の状況等を勘案しつつ、新型インフルエンザ等の発生状況や患者の発生動向の推移、病床使用率や外来のひっ迫状況、重症化率等に基づき、医療の提供に支障が生じるおそれがある又は生じていることからこれらの措置が必要であると認められる場合は、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。その際、国は、消費の状況、メンタルヘルスや社会不安に関する情報等、国民生活及び社会経済活動に関する指標等についてもその推移を含めて確認し、対策の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案し、これらの措置を講ずる必要があると認められる期間及び区域、業態等について、まん延防止等重点措置の公示又は緊急事態宣言を行う。

- ③ ただし、上記3-2のそれぞれの時期において、主に以下の点に留意して、国は、これらの措置の必要性や内容を判断する。

ア 封じ込めを念頭に対応する時期

科学的知見が不十分と考えられる状況であっても、医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる場合には、当該状況にあることを国民等に情報提供・共有しつつ、まん延防止等重点措置や緊急事態措置を含め、必要な対策を検討し、迅速に実施する。

イ 病原体の性状等に応じて対応する時期

医療提供体制の状況等に鑑みて必要と認められる地域において、J I H S等から提供される科学的知見に基づき、措置の効果と、国民生活及び社会経済活動に与える影響を総合的に勘案した上で、必要最小限と考えられる期間及び区域、業態等に対して措置を講ずる。

ウ ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

上記イ「病原体の性状等に応じて対応する時期」と同様に措置を講ずるが、重症化等のリスクが低下したことを踏まえ、対策の長期化に伴う国民生活や社会経済活動への影響をより重視しながら、措置を講ずる期間及び区域、業態等を検討する。

【対策の強度に関するイメージ】

	弱	強
2. 事業者や濃厚接触者以外の住民に対する要請等	(1) 外出等に係る要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>③ 都道府県間の移動の自粛要請</li> <li>④ 営業時間の変更に係る要請に係る営業時間外に営業が行われている場所にのみ入りしないことの要請</li> <li>① 外出自粛要請</li> </ul>
	(2) 基本的な感染対策に係る要請等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケットの徹底、手洗い、手指消毒、入混みを避けること等)</li> <li>② 感染拡大につながる場面の制限(人と人との距離の確保、大声の制限、在宅勤務や時差出勤等の推奨等)</li> </ul>
	(3) 退避・渡航中止の勧告等	○ 退避・渡航中止の勧告等
3. 事業者や学校等に対する要請	(1) 休業要請や営業時間の変更等	<ul style="list-style-type: none"> <li>② 営業時間の短縮等</li> <li>① 施設の使用制限や休業要請等</li> </ul>
	(2) まん延防止のための措置の要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 従業員に対する検査を受けさせることの勧奨</li> <li>(イ) 入場者の感染防止のための整理及び誘導</li> <li>(ウ) 発熱その他の症状のある者の入場の禁止</li> <li>(エ) 手指の消毒設備の設置</li> <li>(オ) 事業所・施設の消毒</li> <li>(カ) 入場者に対するマスクの着用その他の感染の防止に関する措置の周知</li> <li>(キ) 正当な理由なくマスクの着用等の感染防止措置を講じない者の入場の禁止</li> </ul>
	(3) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る命令等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① まん延防止等重点措置に係る命令</li> <li>② 緊急事態措置に係る命令</li> </ul>
	(4) まん延防止等重点措置及び緊急事態措置に係る施設名の公表等	<ul style="list-style-type: none"> <li>① まん延防止等重点措置に係る公表</li> <li>② 緊急事態措置に係る公表</li> </ul>
	(5) その他の事業者に対する要請	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 職場における感染対策等に係る要請</li> <li>② 重症化リスクが高く、集団感染が生じやすい施設等に対する感染対策の強化に係る要請</li> <li>③ イベント等における感染拡大防止に係る計画策定等の要請等</li> <li>④ 出張の延期・中止の勧告</li> <li>⑤ 事業者や各業界における自主的な感染対策を促す取組の実施</li> </ul>
	(6) 学級閉鎖・休校等の要請	○ 学級閉鎖・休校等の要請
	○ 基本的な感染対策に係る要請	○ 減便等の要請

出典：新型インフルエンザ等対策政府行動計画ガイドライン（まん延防止に関するガイドライン）

## 第7章 ワクチン

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、新型インフルエンザ等に対応したワクチンを迅速に供給し、円滑な接種が実施できるよう、平時から着実に準備を進める。

また、ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、国及び都のほか、医療機関や事業者等とともに、必要な準備を行う。

#### 1-1 研究開発の推進

市は、都が大学等の研究機関におけるワクチンの研究開発を支援する場合、協力する。また、市は、感染症の基礎研究から治験等臨床研究の領域において育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【健康医療部】

#### 1-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、以下の表1を参考に、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。【健康医療部】

表1 予防接種に必要な可能性のある資材

【準備品】	【医師・看護師用物品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 非消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> 絆創膏 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品 接種会場の救急体制を踏まえ必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋（S・M・L） <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
	【文房具類】
	<input type="checkbox"/> ボールペン（赤・黒） <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 血圧計等</li> <li>・ 静脈路確保用品</li> <li>・ 輸液セット</li> <li>・ 生理食塩水</li> <li>・ アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液</li> <li>・ 携帯酸素</li> <li>・ パルスオキシメーター</li> </ul>	<p style="text-align: center;"><b>【会場設営物品】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 机</li> <li><input type="checkbox"/> 椅子</li> <li><input type="checkbox"/> スクリーン</li> <li><input type="checkbox"/> 延長コード</li> <li><input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤</li> <li><input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫</li> <li><input type="checkbox"/> 耐冷手袋等</li> <li><input type="checkbox"/> 簡易ベッド</li> </ul>
---	---

### 1-3 ワクチンの供給体制

#### 1-3-1 ワクチンの流通に係る体制の整備

市は国の要請を受けて、八王子市医師会、卸売販売業者団体等の関係者と協議の上、ワクチンの円滑な流通を可能とするため、以下のアからウまでの体制を構築する。【健康医療部】

- ア 市内の卸売販売業者や医療機関等の在庫状況等を迅速に把握することが可能な体制
- イ ワクチン供給に偏在があった場合の供給調整に係る卸売販売業者との連絡調整の方法
- ウ 都との連絡調整の方法及び役割分担

#### 1-3-2 登録事業者の登録に係る周知

市は、国が管理する特定接種の対象となる登録事業者データベースへの登録について、事業者に対し登録作業に係る周知を行う。国は、事業者の登録申請を受け付け、基準に該当する事業者を登録事業者として登録する。【健康医療部】

### 1-4 接種体制の構築

#### 1-4-1 接種体制

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に、速やかに接種体制が構築できるよう接種会場や接種に携わる医療従事者の確保の考え方等について整理する。【健康医療部】
- ② 市は、八王子市医師会等の関係者と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。【健康医療部】

#### 1-4-2 特定接種

- ① 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、市が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。このため、市町村は、国からの要請を受けて、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

【健康医療部】

- ② 特定接種を事業者において実施する方法としては、企業内診療所での接種、外部の医療機関からの診療による接種が考えられる。企業内診療所の開設については新たに許可が必要な場合には、市は迅速に対応する。【健康医療部】

#### 1-4-3 住民接種

国は、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときは、基本的対処方針を変更することで、予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項の規定による予防接種の対象者及び期間を定める<sup>74</sup>。

市は、定期の予防接種の実施主体として、八王子市医師会等の関係団体との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済及び市民への情報提供等を行う。

平時から以下のアからウまでのとおり迅速な予防接種等を実現するための準備を行う。【健康医療部】

ア 市は、国等の協力を得ながら、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る<sup>75</sup>。

イ 市は、円滑な接種の実施のため、国が整備するシステムを活用して全国の医療機関と委託契約を結ぶ等、市外での接種を可能にするよう取組を進める。

ウ 市は、速やかに接種できるよう、八王子市医師会等の医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

#### 1-5 情報提供・共有

市は、予防接種の意義や制度の仕組み等、予防接種やワクチンへの理解を深める啓発を行うとともに、国や都が情報提供・共有する新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性及び安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種

<sup>74</sup> 特措法第27条の2第1項<sup>75</sup> 予防接種法第6条第3項

<sup>75</sup> 予防接種法第6条第3項

順位の在り方等の基本的な情報についてホームページやSNS等を通じて情報提供・共有を行い、市民等の理解促進を図る。【健康医療部】

#### 1-6 DXの推進

市は、市が活用する予防接種関係のシステムについて、国との標準化を進めることで、接種歴の管理や受診勧奨等デジタル化をすすめる。また、デジタル化に対応できない市民や医療機関についても配慮した対応を行う。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

市は、都の動きを注視しながら、準備期に計画した接種体制等を活用し、発生した新型インフルエンザ等に関する情報を速やかに収集するとともに、必要量のワクチンを確保することで、速やかな予防接種へとつなげる。

### 2-1 接種体制

#### 2-1-1 流通させるための体制の構築

市は、特定接種又は住民接種を行う場合に用いるワクチンを円滑に流通させるための体制構築の手順を確認する。【健康医療部】

#### 2-1-2 接種体制の準備

市は、国や都から新型インフルエンザ等に対する特定接種又は住民接種に関する実施方法、ワクチンの供給量、必要な資材等、接種の対象者・実施方法及び必要な予算措置等に関する情報提供に基づき、接種体制の立ち上げに向け必要な準備を行う。【健康医療部】

#### 2-1-3 接種体制の構築

市は、接種が円滑に行われるように、八王子市医師会等とも協議しながら、可能な部分は外部委託なども活用し、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。また、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部門と連携し、接種体制を構築する。感染症産業廃棄物を保管する場合には、必要な措置を講じられるよう準備する。【健康医療部・福祉部】

### 2-2 ワクチンの接種に必要な資材

市は、第7章第1節1-2において、必要と判断し、準備した資材について、適切に確保する。【健康医療部】

### 第3節 対応期

#### <目的>

市は、あらかじめ準備期に計画したワクチンの供給体制及び接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際のワクチンの供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で随時の調整を行い、対象者への接種が市内全体で速やかに進むよう取り組む。さらに、ワクチンを接種したことによる副反応等についても適切な情報収集・提供を行うとともに、健康被害が発生した場合に備え、救済制度の周知に努める。

#### 3-1 ワクチンや接種に必要な資材の供給

##### 3-1-1 供給の管理

- ① 市は、ワクチンや接種に必要な資材の供給量について検討する。接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。【健康医療部】
- ② 市は、検討したワクチン量を都と情報共有し、国からの供給不足が生じる場合は、都に供給を要請する。【健康医療部】

##### 3-1-2 ワクチン等の流通体制の構築

市は、接種に必要なワクチン等を医療機関や接種会場に円滑に流通できる体制を構築する<sup>76</sup>。【健康医療部】

##### 3-1-3 ワクチン等の納入量等に係る早期の情報提供・共有

市は、ワクチン等の納入量等に関する国や都との緊密な情報共有に努め、医療機関等の関係者に対して、ワクチン等に関する納入量の見込や納入時期等について早期に情報提供を行う。【健康医療部】

#### 3-2 接種体制

- ① 市は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の病原体の流行株が変異した場合において、追加接種が必要となることも想定し、そうした場合においても混乱なく円滑に接種が進められるように医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。【健康医療部】

<sup>76</sup> 予防接種法第6条

### 3-2-1 特定接種

#### 3-2-1-1 地方公務員に対する特定接種の実施

市は、特定接種を実施することを国が決定した<sup>77</sup>場合において、国と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。【健康医療部】

### 3-2-2 住民接種

#### 3-2-2-1 住民接種の接種順位の決定

住民接種における接種順位は、接種の順位に係る基本的な考え方に加え、重症化しやすい特定のグループ等の発生した新型インフルエンザ等の病原性等に関する情報を踏まえ、国が決定する。

#### 3-2-2-2 予防接種の準備

市は、国や都と連携して、発生した新型インフルエンザ等の特徴を踏まえ、予防接種<sup>78</sup>の接種体制の準備を行う。【健康医療部】

#### 3-2-2-3 予防接種体制の構築

- ① 市は、国からの要請に応じて、全市民が速やかに接種を受けられるよう、準備期及び初動期に整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。【健康医療部】
- ② 市は、円滑な接種実施に向けて、接種体制を強化する必要がある場合、関係団体等と連携して接種に携わる医療従事者を確保するための対策を実施し、接種体制を強化する。【健康医療部】

#### 3-2-2-4 接種に関する情報提供・共有

市は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種状況に関する報告を行う。【健康医療部】

#### 3-2-2-5 接種体制の拡充

市は、感染状況を踏まえ、必要に応じて市内施設等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設、障害者施設等の入所者等の接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、福祉部門等や八王子市医師会等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。【健康医療部・福祉部・関係各部】

---

<sup>77</sup> 特措法第28条

<sup>78</sup> 予防接種法第6条第3項

### 3-2-2-6 接種記録の管理

市は、自治体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた者が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。【健康医療部】

### 3-3 健康被害救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、特定接種の場合はその実施主体、住民接種の場合は市となる。【健康医療部】
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた市とする。【健康医療部】
- ③ 市は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談等への対応を適切に行う。【健康医療部】

### 3-4 情報提供・共有

市は、自らが実施する予防接種に係る情報（接種日程、会場、ワクチンの有効性・安全性情報、接種後の副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等）に加え、国が情報提供・共有する予防接種に係る情報について市民への周知・共有を行う。【健康医療部】

#### 【新型コロナ対応での具体例】

##### ■特別臨時予防接種の実施

市医師会と協力し、接種の迅速化を図るため、集団接種方式でワクチン接種を開始した。優先順位は医療従事者、高齢者、基礎疾患のある方とし、全国で最も早い時期に高齢者への接種を実施した。

さらに、高齢者施設や障害者施設での接種、訪問接種、大学、企業での職域接種等を各団体と連携して行い、重症化や集団感染（クラスター）の発生リスクの低減に努めた。

小児、乳幼児接種については、市医師会協力のもと、保護者とお子さんが安心して相談・判断できるよう、医療機関での個別接種体制を整備した。

また、3回目のワクチン接種促進に向け、市長による啓発ポスターを掲示し、接種の重要性を広く周知した。

## 第8章 医療

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、患者数の増大が予想されるため、地域の医療資源（医療人材や病床等）には限界があることを踏まえつつ、平時において予防計画及び医療計画に基づき都と医療機関等との間で医療措置協定等を締結することで、有事における新型インフルエンザ等に対する医療提供体制及び通常医療の提供体制の確保を行う。

また、市は、平時から医療機関等を中心とした関係者を交えた訓練や研修の実施、東京都感染症対策連携協議会の活用等を行うことで、有事の際の地域の医療提供体制について準備と合意形成を図るとともに、医療機関等が有事に適切に対応を行えるよう支援を行う。

#### 1-1 基本的な医療提供体制

- ① 都が新型インフルエンザ等に係る医療提供の司令塔となり、市保健所とも有事の役割分担をあらかじめ整理した上で、施設や関係者を有機的に連携させることにより、市民等に対して必要な医療を提供する。市は、下記 1-1-1 の相談窓口を開設する役割を担う。【健康医療部】
- ② 都は、有事において、患者の状態に応じた適切な感染症医療を提供できるよう、国が示す症状や重症化リスク等に応じた医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等への振り分けの基準に基づき、患者を適切な治療先・療養先につなげる体制を整備する。市は個々の患者の状況や活用可能な資源など、感染状況や市の実情等を踏まえ機動的な運用を行う。【健康医療部】
- ③ 上記の有事における医療提供体制の確保に向け、市も平時から八王子市医師会、市内医療機関等と定期的な会議等準備を行うことで、感染症危機において感染症医療及び通常医療の提供体制を迅速に確保する。【健康医療部】
- ④ 新型インフルエンザ等感染症患者の移送は、発生した感染症の重篤性、感染力及び感染経路等を勘案して適切な移送方法によることとし、関係機関（民間救急事業者等）とも協議の上、発生時に円滑な移送が可能となるよう、体制整備及び訓練を実施する。【健康医療部】

### 1-1-1 相談窓口

市は、新型インフルエンザ等の国内外での発生を把握した段階で、早期に一般相談、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受けて感染症指定医療機関等を案内する相談センターを整備する。【健康医療部】

### 1-1-2 感染症指定医療機関

感染症法に基づき国が行う新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表<sup>79</sup>前は、感染症指定医療機関が中心となって新型インフルエンザ等患者の受入等に対応する。その後も、感染症指定医療機関は、市内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。

市は、都が病床確保、発熱外来の設置、自宅療養者への医療提供、後方支援、医療人材の派遣を目的として締結した協定締結医療機関等を平時より把握し、有事に備える。【健康医療部】

### 1-1-3 一般医療機関

- ① 市は、八王子市医師会等の医療関係団体等と連携し、一般医療機関に対して感染症に関する適切な情報を提供するなど必要な支援を実施する。【健康医療部】
- ② 感染症指定医療機関や協定締結医療機関以外の一般医療機関においても、国及び都、保健所設置区市、東京都医師会等の医療関係団体等からの情報を積極的に活用し、地域の感染状況等に応じて、感染症の診療並びに感染拡大防止のための措置や患者等への指導など必要な対応を、患者の人権を尊重しながら実施する。

## 1-2 予防計画及び医療計画に基づく医療提供体制の整備

- ① 都は、予防計画及び医療計画に基づき医療提供体制の目標値を設定する<sup>80</sup>。  
また、医療機関との間で、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援又は医療人材の派遣に関する協定を締結<sup>81</sup>し、地域の医療機関等の役割分担を明確化することで、新型インフルエンザ等の発生時における医療提供体制を整備する。
- ② 市は、都が行う民間宿泊事業者等との協定の締結による宿泊療養施設の確保に協力する。【健康医療部】

<sup>79</sup> 感染症法第16条第2項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表をいう。以下同じ。

<sup>80</sup> 感染症法第10条第2項第6号及び第8項<sup>81</sup> 感染症法第36条の3<sup>82</sup> 感染症法第36条の3<sup>83</sup> 感染症法第36条の3

<sup>81</sup> 感染症法第36条の3<sup>82</sup> 感染症法第36条の3<sup>83</sup> 感染症法第36条の3

### 1-3 研修や訓練の実施を通じた人材の育成等

市や医療機関等は、新型インフルエンザ等への対応力を向上させ、有事における対応体制に円滑に移行できるようにするため、平時から有事に備えた訓練や研修を行う。【健康医療部】

### 1-4 東京都感染症対策連携協議会等の活用

- ① 市は、東京都感染症対策連携協議会等において、関係機関と協議した結果を踏まえ、予防計画を策定・変更する。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等が発生した際に迅速に必要な対応ができるよう、八王子市感染症対策関連計画推進会議等を活用し、医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等との連携を図る。また、予防計画及び健康危機対処計画に基づく、医療提供体制が有事に適切に確保できるよう、相談・受診から自宅療養や入退院までの流れ、入院調整の方法、患者及び症状が回復した者の移動手段、高齢者施設等への医療人材派遣や、高齢者施設等における重症者対応や集団感染が発生した場合の医療の提供等について整理を行う。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した場合は、感染症危機から市民の生命及び健康を保護するため、適切な医療提供体制を確保する。

市は、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前より、国や都等から得られた感染症に係る情報を踏まえ、必要な医療を提供する体制の確保を図る。また、国や都等から提供・共有された情報や要請を基に、医療機関等と連携し、相談・受診から入退院までの流れを迅速に整備する。さらに、市は、地域の医療提供体制の確保状況を常に把握するとともに、管内の医療機関や市民等に対して、感染したおそれのある者については感染症指定医療機関等を案内する相談センター等の相談先や受診の手順等を分かりやすく示すなど、市民が円滑に適切な医療を受けるための情報提供や方針提示を行う。

### 2-1 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症に関する知見の共有等

都は、国やJ I H Sから提供された新型インフルエンザ等の発生状況、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を含む診断・治療に関する情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知する。

### 2-2 医療提供体制の確保等

- ① 市は、都と連携し、入院調整に係る体制構築を進め、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した相談・受診から自宅療養や入退院までの体制を迅速に整備する。【健康医療部】
- ② 都は、医療機関に対し、国が示す症例定義を踏まえ、受診患者が新型インフルエンザ等（又はこれに位置付けられる可能性がある感染症）に感染したおそれがあると判断される場合には、直ちに保健所に連絡するよう要請する。
- ③ 市は、都と協力し、地域の医療提供体制や医療機関への受診方法等について住民等に周知する。【健康医療部】
- ④ 市は、国からの要請を受けて、対応期における発熱外来の迅速な稼働の前提となる検査体制を遅滞なく確立するため、予防計画に基づく検査体制を速やかに整備する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、準備期に構築した体制により、関係機関と連携の上、適切に移送を実施する。【健康医療部】

2-3 相談センターの整備

- ① 市は、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて、感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行うとともに、不安な方や受診先の案内が必要な方、症例定義に該当する有症状者等は、相談センターに相談するよう、市民等に周知を行う。【健康医療部】
- ② 都は、感染症指定医療機関及び流行初期医療確保措置協定締結医療機関以外の医療機関に対して、症例定義に該当する有症状者等から相談等があった場合は、相談センター等を通じて感染症指定医療機関を案内するなど受診につなげるよう周知する。

【相談センター事例】

分類	設置場所	備考
一般・受診相談	保健所各課	
一般・受診相談 コールセンター	保健所内	外部委託
総合相談 コールセンター	本庁（市長公室）	
受診・入院調整	地域医療体制支援拠点	拠点設置後
医師会対応用	保健対策課	
施設対応用	保健対策課	

※健康危機対処計画より抜粋

## 第3節 対応期

### <目的>

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延し、市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。健康被害を最小限にとどめ、市民が安心して生活を送ることができるよう、適切な医療提供体制を確保し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に必要な医療を提供する必要がある。

このため、市は、初動期に引き続き、国や都等から提供・共有された新型インフルエンザ等に係る情報を基に、病原性や感染性等に応じて変化する地域の実情に応じて、医療機関や関係機関等と連携し、新型インフルエンザ等の患者及びその他の患者に適切な医療が提供できるよう対応を行う。

### 3-1 新型インフルエンザ等に関する基本の対応

#### 3-1-1 都による総合調整・指示

- ① 都は、国及びJ I H Sから提供された情報等を医療機関や保健所、消防機関、高齢者施設等に周知するとともに、国が示した基準も参考としつつ、地域の感染状況や医療提供の状況等を踏まえ、段階的に医療提供体制を拡充し、症状に応じて医療機関への入院、宿泊療養、自宅療養等に患者の振り分けを行う。
- ② 都は、保健所設置区市等の間で入院調整が円滑に行われるよう、必要に応じて総合調整権限・指示権限を行使する。

#### 3-1-2 適切な医療提供体制の構築に向けた対応

##### 3-1-2-1 医療機関等に対する要請等

- ① 都は、準備期において東京都感染症対策連携協議会等で整理した医療提供体制等が適切に確保できるよう、感染症指定医療機関に対して必要な医療を提供するよう要請するとともに、協定締結医療機関に対して準備期に締結した協定<sup>82</sup>に基づき必要な医療を提供するよう要請する。
- ② 感染症指定医療機関は、初動期に引き続き、都内の感染症医療提供体制の中核として役割を果たす。協定締結医療機関は、準備期に都と締結した協定<sup>83</sup>に基づき、都からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療提供、後方支援又は医療人材の派遣を行う。
- ③ 都は、発熱外来以外の医療機関に対して、患者からの相談に応じて相談センター又は受診先として適切な発熱外来を案内するよう要請する。

<sup>82</sup> 感染症法第36条の3<sup>83</sup> 感染症法第36条の3

<sup>83</sup> 感染症法第36条の3

- ④ 感染症指定医療機関及び協定締結医療機関は、都からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等の入力を行う<sup>84</sup>。
- ⑤ 都は、初動期に引き続き、医療機関に対し、確保病床数・稼働状況、病床利用率、重症者用病床利用率、外来ひっ迫状況等を医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に確実に入力するよう要請を行い、これらの情報等を把握しながら、入院調整を行う。
- ⑥ 医療機関は、感染症対策物資等（個人防護具等）の備蓄・配置状況について医療機関等情報支援システム（G-MIS）等に入力を行い、感染症対策物資等が不足することが予見される場合は医療機関等情報支援システム（G-MIS）等を通じて都へ報告を行う。
- ⑦ 都は、新型インフルエンザ等対策に関わる医療従事者に生じ得る心身への影響を考慮し、状況に応じたローテーション制の導入、休暇の確保、メンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずるよう、医療機関に対し要請する。

### 3-1-2-2 医療機関等における体制強化等

- ① 国及び都は、流行初期に病床確保や発熱外来を行う協定締結医療機関に対して、診療報酬の特例措置や補助金等の財政支援が整備されるまでの一定期間、感染症法等の定めに従い、流行前と同水準の収入を補償<sup>85</sup>する措置を行うとともに、感染状況や感染症の特徴等を踏まえ、患者に医療を提供する医療機関等を支援する。
- ② 都は、特に配慮が必要な患者について、患者の特性に応じた受入れ医療機関の設定及び病床の確保や、関係機関等との連携等の体制確保を行う。
- ③ 都は、国等と連携し、医療機関において感染症対策物資等の調達が困難となった場合などに、必要な物資を提供する体制を構築する。
- ④ 都は、引き続き関係機関と連携の上、感染動向や患者の状況に応じ、適切に移送を実施する。

### 3-1-2-3 適切な医療受診に向けた市民等への呼び掛け等

- ① 市は、都と協力し、地域の医療提供体制に関する情報や、相談センター及び受診先となる発熱外来の一覧等、医療機関への受診方法等について市民等に周知する。
- ② 市は、患者等搬送事業者等とも連携して、患者について、患者の状況や感染症の性状、感染状況等に応じ、自宅、発熱外来、入院医療機関、宿泊療養施設等の

<sup>84</sup> 感染症法第36条の5

<sup>85</sup> 病床確保を行う協定締結医療機関は外来も含めた診療報酬収入を補償、発熱外来のみを行う協定締結医療機関は外来分の診療報酬収入を補償<sup>86</sup> 感染症法第12条第1項

間での移動手段を確保する。また、市民等に対し、症状が軽微な場合における救急車の利用を控える等、救急車の適時・適切な利用について周知する。【健康医療部】

### 3-2 時期に応じた医療提供体制の構築

#### 3-2-1 流行初期

##### 3-2-1-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う流行初期医療確保措置協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康医療部】
- ② 市は、医療機関に対し、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届け出るよう要請する。【健康医療部】
- ③ 医療機関は、症例定義を踏まえ、診察した患者が新型インフルエンザ等の患者又は疑似症患者であると判断した場合には、直ちに保健所に届出を行う<sup>86</sup>。
- ④ 市は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、地域医療体制支援拠点を設置し、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にし、入院調整を行う。同時に病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供する体制を確保するため、地域医療体制支援拠点において転退院支援や患者搬送支援を実施する。【健康医療部】

なお、都は状況に応じて入院調整本部を設置し、広域な入院、転院、退院調整や患者搬送支援を行う。

#### 【新型コロナ対応での具体例】

##### ■地域医療体制支援拠点の設置

市は爆発的な感染拡大に伴う病床ひっ迫と自宅療養の激増という災害級の緊急事態に対応するため、震災時等の大規模な災害等における災害医療体制を準用し、八王子市、八王子市医師会及び市内医療機関が一体となった「地域医療体制支援拠点」を設置した。

この拠点では、入院や受診が必要な感染者の情報と病床使用状況等を一元的に管理し、市内病院の空床状況や入院・受診調整の状況をリアルタイムで共有できるシステムを構築した。

<sup>86</sup> 感染症法第12条第1項

### 3-2-1-2 相談センターの強化

市は、帰国者、接触者、有症状者等からの相談や、受診先となる発熱外来の案内に対応する相談センターを強化するとともに、市民等への周知を行う。【健康医療部】

### 3-2-2 流行初期以降

#### 3-2-2-1 協定に基づく医療提供体制の確保等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合は、迅速に入院調整を行い、感染症法に基づき、感染症指定医療機関又は病床確保を行う協定締結医療機関に移送する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康医療部】
- ② 市は、病床がひっ迫するおそれがある場合には、都と連携し、重症度や基礎疾患の有無などを考慮し、入院対象患者の範囲や優先度を明確にしながら、入院調整を行うとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う協定締結医療機関を活用し、感染症患者を受け入れる病床を効率的に運用する体制確保を進める。患者等の入院・転院等においては、国が作成して示す「重症化する可能性が高い患者を判断するための指標」をも参考にしつつ、患者の容態を総合的に判断する。地域医療体制支援拠点において、病床を効率的に運用し、患者の症状に応じた適切な医療を提供するため、状況に応じて転退院支援や患者搬送支援を実施する。【健康医療部】
- ③ 市は、自宅療養及び宿泊療養等において、感染症の特徴に応じて症状の状態等を把握するため、パルスオキシメーターによる経皮的酸素飽和度の測定等による健康観察を行う体制を確保する。【健康医療部】

#### 3-2-2-2 相談センターの強化

上記3-2-1-2の取組を継続して行う。

#### 3-2-3 ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

市は、必要に応じて、相談センターにおいて、発熱外来を案内する仕組みから、有症状者が発熱外来を直接受診する仕組みに移行するとともに、都と協力して、市民等に対して周知する。【健康医療部】

#### 3-2-4 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下すること及び新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する場合、市は、国の示す方針に基づき、新型インフルエンザ等発生前における通常の医療提供体制に段階的に移行する。【健康医療部】

## 第9章 治療薬・治療法

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時は、健康被害や社会経済活動への影響を最小限にとどめる上で、医療の提供が不可欠な要素となる。国や都と緊密な情報共有体制を確保しながら、医療機関等が最新の科学的知見に基づく有効な治療薬及び治療法の情報を早期に活用できるよう、平時からそのための体制づくりに協力する。

#### 1-1 基礎研究及び臨床研究等の人材育成

市は、治療薬・治療法の研究開発の担い手の確保につながるよう、大学等の研究機関を支援する。また、市は、研究開発を通じて育成した人材について、キャリア形成の支援等を通じて積極的に活用することにより、研究を推進する医療機関や研究機関等との連携ネットワークに参画する臨床研究中核病院や感染症指定医療機関等における研究開発の実施体制の強化を支援する。【健康医療部・市民活動推進部】

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束<sup>87</sup>を目的として、準備期に構築した体制を活用して、医療機関等に対し治療薬や治療法に関する最新の知見に関する情報提供を行う。

### 2-1 治療薬・治療法の活用に向けた体制の整備

#### 2-1-1 医療機関及び都民等への情報提供・共有

都は、国やJ I H S等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等を収集し、最新の科学的知見に基づく有効な治療薬・治療法に関する情報を医療機関や薬局のほか、医療従事者、都民等に対して迅速に提供・共有する。

### 2-2 抗インフルエンザウイルス薬の使用（新型インフルエンザの場合）

市は、国や都と連携し、医療機関の協力を得て、新型インフルエンザの患者の同居者等の濃厚接触者や、医療従事者や救急隊員等のうち十分な防御なくばく露した者に対して、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与や有症時の対応を指導する。症状が現れた場合は、感染症指定医療機関等に移送する。

【健康医療部】

<sup>87</sup> 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

### 第3節 対応期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、流行状況の早期収束を目的として、迅速に有効な治療薬・治療法が、必要な患者に公平に届くことを目指した対応を行う。

#### 3-1 治療薬・治療法の研究開発の推進への協力

市は、国が新型インフルエンザ等に対する治療薬・治療法の研究開発の取組の一環として、製造販売業者による医薬品の治療薬等の開発・実用化の取組を支援する場合には、被験者の同意の下、可能な限り治験等への協力を努める。【健康医療部】

#### 3-2 治療薬・治療法の開発後の治療薬・治療法の活用

都は、都民が新型インフルエンザ等の治療薬・治療法の開発・実用化の進捗を踏まえた治療を受けられ、また、適切な受療行動をとれるよう、医療機関等に最新の知見を踏まえた情報提供を行うとともに、都民等に対し治療法や治療薬に関する有効性や安全性等の正確な情報、対象となる患者等の考え方、対応可能な医療機関等の情報や受診の方法等について分かりやすく発信し、必要に応じて専用コールセンター等の設置を行うなど、都民への丁寧な情報提供に努める。

また、市は、治療薬・治療法の普及状況に応じて、都と連携し、治療薬の投与可能な医療機関への受診・入院調整を行うなど、必要な患者が円滑に治療を受けられる体制づくりに協力する。

なお、新型コロナウイルスでは、り患後、感染性が消失してからも様々な症状（り患後症状、いわゆる後遺症）に悩む方が数多く存在していることから、新型インフルエンザ等の発生時には、こうした後遺症の発生も視野に入れ、必要に応じて、都や医療機関等と連携し対応していく。【健康医療部】

##### 3-2-1 医療機関等及び都民等への情報提供

都は、引き続き、国やJ I H S等の関係機関と緊密に連携して新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報及び策定された診療指針等を収集し、医療機関や薬局のほか、医療従事者等、都民等に対して迅速に提供する。

#### 3-3 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び使用（新型インフルエンザの場合）

- ① 都は、都及び関係機関における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量及び都内の流通状況を把握するとともに、患者の発生状況を踏まえ、抗インフルエンザウ

ウイルス薬が必要な地域に十分に供給されているかを確認し、必要に応じて都備蓄分を市場に放出する。また、国備蓄分の配分を国に要請する。

- ② 国は、都と連携し、医療機関に対し、地域における感染が拡大した場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者（同居者を除く。）への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請するとともに、患者の同居者に対する予防投与については、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定する。
- ③ 都は、患者数が減少した段階において、次の感染拡大に備え、必要に応じ、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄についての補充を行う。

## 第10章 検査

### 第1節 準備期

#### <目的>

検査の目的は、患者の早期発見によるまん延防止、患者を診断し早期に治療につなげること及び流行の実態を把握することである。準備期では、新型インフルエンザ等の発生時に向けた検査体制の整備やそのために必要な人材の育成を進めるとともに、有事において円滑に検査体制を構築するための訓練等で実効性を定期的に確認し、適宜、予防計画等に基づく検査体制の見直しを行うことが必要である。

#### 1-1 検査体制の整備

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生時に速やかに検査体制を整備するため、都、医療機関等との間の役割分担を平時から確認し、有事における検査体制整備を進める。【健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生時に迅速かつ効率的に検査ができるよう、東京都健康安全研究センター等へ検体を搬入する仕組みを整備するなど、平時から検体搬送体制について確認する。【健康医療部】
- ③ 市は、有事において検査を円滑に実施するため、防護具等の備蓄及び確保を進める。【健康医療部】
- ④ 市は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況の情報について、都を通じて把握する。【健康医療部】

#### 1-2 訓練等による検査体制の維持及び強化

- ① 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況等の情報を有事に速やかに把握できるよう、訓練等の機会を通じ定期的に確認を行う。東京都健康安全研究センター等や検査等措置協定締結機関等は、国がJ I H Sと連携して実施する訓練等を活用し、国と協力して検査体制の維持に努める。市は状況に応じて協力する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等と協力し、有事の際に検体や病原体の搬送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【健康医療部】
- ③ 市は、J I H Sが実施する検体の入手から病原体の検出手法の確立及びその手

法を検査機関に普及するに至るまでの初動体制を構築するための訓練について必要な協力を行う。【健康医療部】

### 1-3 研究開発に関する関係機関等との連携

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

市内での新型インフルエンザ等の発生時に、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

新型インフルエンザ等の発生時において、市は、都が実施する検査方法の確立や、検査体制の整備に協力する。

### 2-1 検査体制の整備

- ① 発生早期は、東京都健康安全研究センターが検査体制を確立して検査を実施し、その後速やかに検査等措置協定締結機関等と連携し、予防計画に定める必要検査実施数を確保していく。
- ② 市は、都が予防計画に基づき、流行初期の目標検査実施数を迅速に確保するために行う東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の整備・立ち上げについて、必要に応じて協力する。
- ③ 市は、市内の実情に応じて、八王子市医師会等とも連携し、必要な検査体制の確保について検討する。

### 2-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康医療部】

### 2-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の検討

市は、国や都と連携し、国の段階的な検査実施方針の見直しに協力する。さらに、国から、流行状況やリスク評価に基づき、検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報提供がなされた場合には、速やかに関係機関に周知の上、体制を整備する。【健康医療部】

### 第3節 対応期

#### <目的>

初動期に引き続き、適切な検査の実施により患者を早期発見することで、適切な医療提供につなげ、患者等からの感染拡大を防止するとともに、流行状況を把握し、新型インフルエンザ等による個人及び社会への影響を最小限にとどめる。

また、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）の変化、感染症の流行状況の変化、検査の特徴等も踏まえつつ、社会経済活動の回復や維持を図ることについても検査の目的として取り組む。

#### 3-1 検査体制の拡充

- ① 都は、予防計画に基づき、東京都健康安全研究センターや検査等措置協定締結機関等における検査体制の充実・強化に係る検査実施能力の確保状況を確認し、確保状況について定期的に国へ報告する。市は、その確保状況を把握し、適切に対応する。
- ② 流行初期は、東京都健康安全研究センターに加え、感染症指定医療機関、流行初期医療確保措置協定締結医療機関が順次対応する。また、市は、医療提供体制を補完するため、地域の実情に応じて八王子市医師会等と協力し、地域・外来検査センター（PCRセンター）を設置するなど、各地域における必要な検査体制を構築する。流行初期以降は、これらに加え、段階的に、検査能力を有する全ての協定締結医療機関で対応する。【健康医療部】
- ③ 市は、市内の感染状況等に応じて、感染症対策上の必要性、東京都健康安全研究センター、検査等措置協定締結機関等における検査体制等を踏まえ、国や都等と調整の上、検査の実施範囲等を判断する。【健康医療部】
- ④ 市や、国や都が実施する国内の検査体制の維持や拡充等のための見直しに応じて、適宜、市内の検査体制の見直しを実施する。【健康医療部】

#### 3-2 研究開発企業等による検査診断技術の確立と普及

- ① 市は、国及びJ I H Sが主導する検査診断技術の研究開発について、市内の感染症の診療を行う医療機関等を通じた臨床研究の実施に積極的に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、国及びJ I H Sにおいて、新たに、より安全性が高い検査方法や検体採取方法が開発された場合は、これらの手法の医療機関等への速やかな普及に協力する。【健康医療部】

#### 3-3 リスク評価に基づく検査実施の方針の決定・見直し

- ① 市は、国が段階的に見直した検査実施方針を踏まえ、市における体制を見直す。さらに、国から提供される検査の目的や検査体制を含む検査実施の方針等に関する情報について、市民及び関係機関等に分かりやすく提供・共有する。【健康医療部】
- ② 市は、国が決定した方針について関係機関等に周知の上、市内の検査体制を整備する。【健康医療部】

### 3-4 医療機関の検査目的の受診集中回避

市は、医療機関への検査目的の受診の集中を緩和し、本来医療が必要な重症化リスクがある方等の受診機会を確保するため、国や都及び関係機関と連携を図り、検査キットの配布等の取扱いについて柔軟に対応する。【健康医療部】

#### 【新型コロナでの具体例】

##### ■PCR外来の開設

市は、増加する新型コロナウイルス感染症患者に対応するため、専門外来を設置し、診療・検査体制を強化。

さらに、市内医療機関で令和2年（2020年）5月13日から令和3年（2021年）6月11日まで、市独自のPCR外来を開設し、かかりつけ医などで検査が必要と判断された場合、PCR外来に照会する仕組みを整え、迅速な検査体制を確保した。

## 第11章 保健

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症有事には、保健所は地域における情報収集・分析を実施し、それぞれの地域の実情に応じた感染症対策の実施を担う点で、感染症危機時の中核となる存在である。保健所は、関係機関等による感染症対策の支援、医療機関や八王子市医師会等関係団体との連絡調整等、感染症の発生予防等のための事前対応型の取組を推進する。

市は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報等を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修や訓練の実施、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、感染症危機管理に必要な機器及び機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事に保健所等がその機能を果たすことができるようにする。その際、本庁と保健所等との役割分担や業務量が急増した際の両者の連携と応援や受援の体制、関係する地方公共団体間における役割分担を明確化するとともに、それらが相互に密接に連携できるようにする。

また、収集・分析した感染症に係る情報を関係者や市民と積極的に共有し、感染症の発生状況と対策に関する共通理解を形成することにより、有事の際の迅速な情報提供・共有と連携の基盤づくりを行う。

#### 1-1 人材の確保

- ① 市は、平時から感染症対応が可能な人材の確保のため、医師、保健師等の専門職の計画的な確保や職員への研修等を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、保健所における流行開始（感染症法に基づく新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表）から1か月間において想定される業務量に対応するため、保健所職員、本庁等からの応援職員、IHEAT要員<sup>88</sup>等、保健所の感染症有事体制を構成する人員を確保する。【総合経営部・健康医療部】

#### 1-2 外部専門職（IHEAT等）等の活用

- ① 市は、IHEATの運用の主体として、IHEAT要員の確保、名簿管理、研修を行う。また、所属先があるIHEAT要員については支援が円滑に実施されるよう所

<sup>88</sup> 地域保健法第21条に規定する業務支援員をいう。以下同じ。

属機関との調整等を行う。さらに、保健所における受入体制が整備されるよう人員や財源の確保、マニュアルの整備等必要な支援を行う。【健康医療部】

- ② 市は、IHEAT 要員に関する募集や広報を、特に地域における外部の専門職や保健所を退職した者等の行政機関での勤務経験者等に対し積極的に行う。【健康医療部】
- ③ 市は、健康危機発生時に速やかに IHEAT 要員の支援を受けることができるよう、IHEAT 要員の受入体制を整備する。【健康医療部】

### 1-3 業務継続計画を含む体制の整備

- ① 市は、予防計画に定める保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される保健所の業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）の状況を毎年度確認する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター、都が検査等措置協定を締結している医療機関や民間検査機関等による検査体制の確保等に協力する。【健康医療部】
- ③ 市は、保健所業務に関する業務継続計画を策定する。【健康医療部】
- ④ 業務継続計画の策定に当たっては、有事における市及び保健所の業務を整理するとともに、有事に円滑に業務継続計画に基づく業務体制に移行できるよう、平時からICTや外部委託の活用等により、業務の効率化を図る。【健康医療部】

### 1-4 研修・訓練等を通じた人材育成及び連携体制の構築

#### 1-4-1 研修・訓練等の実施

- ① 市は、保健所の感染症有事体制を構成する人員（IHEAT要員を含む。）への年1回以上の研修・訓練を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、国やJHS等が行う、危機管理のリーダーシップを担う人材や応援職員の人材の育成、IHEAT要員に係る研修の実施等に協力し、地域の専門人材の充実を図り、感染症危機への対応能力の向上を図る。【健康医療部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や都の研修等を積極的に活用しつつ、保健所等の人材育成に努める。また、新型インフルエンザ等の発生及びまん延を想定した訓練を実施する。【健康医療部】
- ④ 市は、保健所に加え、本庁においても速やかに感染症有事体制に移行するため、全庁的な研修・訓練を実施することで、感染症危機への対応能力の向上を図る。【健康医療部】

**【平時からの備えに関する具体例】****■研修・訓練の実施**

市は、将来の感染症発生に備え、健康危機管理への理解を深めるため、市職員全員を対象に、毎年e-ラーニング研修を実施。また、主に保健所職員に対し、防護具の着脱訓練など実践的な研修を定期的に行い、現場対応力を強化している。

さらに、専門的な研修としてIHEAT研修やICN連絡会を通じ、医療機関との連携や感染症対応の高度化を図っている。

**1-4-2 多様な関係機関との連携体制の構築**

- ① 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、東京都感染症対策連携協議会等を活用し、平時から保健所、東京都健康安全研究センター、他区市町村、消防機関等の関係機関、専門職能団体等と意見交換や必要な調整等を通じ、連携を強化する。【健康医療部】
- ② 市は、入院調整の方法や医療人材の確保、保健所体制、検査体制や検査実施の方針、情報共有の在り方、感染症患者等の移送、他の疾患等の傷病者の救急搬送等について東京都感染症対策連携協議会等において協議し、その結果を踏まえ、必要に応じ予防計画を策定・変更する。

なお、予防計画を策定・変更する際には、市行動計画、健康危機対処計画、都が作成する医療計画及び予防計画と整合性の確保を図る。【健康医療部】
- ③ 市は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染症対策関連計画推進会議を開催し、平時から保健所、八王子市医師会、市内中核病院、感染症専門医等と意見交換や必要な調整等を通じ、地域の連携を強化する。【健康医療部】
- ④ 市は、有事に、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、流行状況、病床のひっ迫状況等により、陽性者が自宅や宿泊療養施設<sup>89</sup>で療養する場合には、陽性者への食事の提供等<sup>90</sup>の実施や宿泊施設の確保等が必要となるため、都に協力し、地域全体で感染症危機に備える体制を構築する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、八王子市医師会等の協力を得ながら、医療機関に保健所への感染症の届出の必要性や電磁的方法による届出が可能である旨等を周知し、感染症の診断を行った医師が速やかに届け出るよう働き掛けを行っていく。【健康医療部】

<sup>89</sup> 感染症法第44条の3第2項及び第50条の2第2項(第44条の9の規定により準用する場合を含む。)に定める宿泊施設をいう。以下同じ。

<sup>90</sup> 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

- ⑥ 保健所は、地域における健康危機管理の拠点であるため、感染症対策の中核的機関として、地元の関係機関等に対する感染症についての情報提供や相談対応等に取り組む。また、企業や事業者の健康管理部門との連携を図り、感染症対策を推進する。【健康医療部】

### 1-5 保健所の体制整備

- ① 市は、感染経路の特定、濃厚接触者の把握等に係る積極的疫学調査<sup>91</sup>、病原体の収集や分析等の専門的業務を適切に実施するために、感染症がまん延した際の情報量と業務量の増大を想定し、効率的な情報集約と柔軟な業務配分・連携・調整の仕組みを構築する。また、保健所における交替要員を含めた人員体制、設備等を整備する。さらに、医療機関、八王子市医師会又は民間事業者への外部委託についても検討しつつ、自宅療養者等の健康観察を効率的に実施できるよう体制を整備する。加えて、感染症対応業務に従事する職員等のメンタルヘルス支援等の必要な対策を講ずる。【健康医療部】
- ② 保健所は、平時から新型インフルエンザ等の発生等の感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進めるため、健康危機対処計画を策定し、想定した業務量に対応するための人員の確保、研修・訓練の実施、ICT活用等による業務の効率化、地域の専門職能団体や大学等の教育機関等の関係機関との連携強化等に取り組む。【健康医療部】
- ③ 市は、平時から都及び東京都健康安全センター等の関係機関と協力し、有事の際に検体の輸送が滞りなく実施可能か、研修や訓練を通じて確認する。【健康医療部】
- ④ 市は、東京都健康安全研究センターが策定する健康危機対処計画に基づき実施する、施設及び機器の整備・メンテナンス、検査の精度管理の向上、感染症情報の管理等のためのシステムの活用、調査及び研究の充実、JIHS等の関係機関との連携体制の構築、休日及び夜間において適切な対応を行う体制の整備等について、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、東京都健康安全研究センター等が平時の訓練等を活用し、国や都と協力して検査体制の維持に努めることについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ⑥ 市は、感染症サーベイランスシステムを活用し、平時から季節性インフルエンザや新型コロナ等の流行状況（病原体ゲノムサーベイランスを含む。）を迅速に把握する体制を整備する。【健康医療部】

---

<sup>91</sup> 感染症法第15条

- ⑦ 市は、医療機関等情報支援システム（G－MIS）等を活用し、協定締結医療機関の協定の準備状況（病床確保・発熱外来等の措置内容確認、研修・訓練等、各物資の備蓄状況等）を把握する。【健康医療部】
- ⑧ 市は、感染症法若しくは家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に基づく獣医師からの届出<sup>92</sup>又は野鳥等に対する調査等に基づき、国内及び地域における鳥インフルエンザの発生状況等を把握する。また、医療機関から感染症法で定める特定鳥インフルエンザ（二類感染症）の患者の届出又は鳥インフルエンザの感染が疑われる者について保健所に情報提供・共有があった場合に、それぞれ情報提供・共有を行う体制を整備する。【健康医療部・産業振興部】
- ⑨ 市は、国及びJHSが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

#### 1-6 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、国や都から提供された情報や媒体を活用しながら、地域の実情に応じた方法で、市民に対して情報提供・共有を行う。また、市民への情報提供・共有方法や、市民向けのコールセンター等の設置をはじめとした市民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方等について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報を市民に情報提供・共有するための体制構築を図る。【健康医療部・関係各部】
- ② 市は、感染症情報の共有に当たり、情報の受け取り手である市民等と可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、市民等が必要とする情報を把握し、効果的な情報提供・共有にいかす方法等を整理する。【健康医療部・関係各部】
- ③ 市は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者、帰国者、外国人その他の新型インフルエンザ等に関連する者に対する偏見・差別等は許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等感染症対策の妨げにもなること等について啓発する<sup>93</sup>。  
【健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者に対しても、有事に適時適切に情報

<sup>92</sup> 感染症法第13条第1項及び家畜伝染病予防法第13条第1項

<sup>93</sup> 特措法第13条第2項

共有ができるよう、平時における感染症情報の共有においても適切に配慮する。

【健康医療部・関係各部】

- ⑤ 市は、外国人の患者に対応する場合に、保健所が利用できる多言語通訳の仕組み等を構築する等、技術的支援を推進する。【市民活動推進部・健康医療部】
- ⑥ 保健所は、都と連携し、感染症対策に必要な情報の収集を行い、地域における総合的な感染症の情報の発信拠点として、感染症についての情報共有や相談等のリスクコミュニケーションを行う。【健康医療部】

## 第2節 初動期

### <目的>

初動期は市民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

市が定める予防計画並びに保健所が定める健康危機対処計画等に基づき、保健所が有事体制への移行準備を進め、感染症法で定める新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、市民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の国内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、地域の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

### 2-1 有事体制への移行準備

- ① 市は、国からの要請や助言も踏まえて、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制（保健所における流行開始から1か月間において想定される業務量に対応する人員確保数及びIHEAT要員の確保数）への移行の準備状況を適時適切に把握するとともに、必要に応じて、公表後に備えた以下の（ア）から（エ）までの対応に係る準備を行う。

また、感染拡大に備え保健所に対する他部署からの応援職員の派遣、IHEAT要員に対する応援要請等といった、交替要員を含めた人員の確保に向けた準備を進める。【総合経営部・健康医療部】

（ア） 医師の届出等で患者を把握した場合の患者等への対応（入院勧告・措置や積極的疫学調査等）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施、有症時の対応指導等）

（イ） 積極的疫学調査等による、集団感染（クラスター）の発生状況の把握

（ウ） IHEAT要員に対する市が管轄する区域内の地域保健対策に係る業務に従事すること等の要請

（エ） 感染拡大時における業務の一元化や外部委託等による保健所の業務効率化

（オ） 医療機関等の検査体制の迅速な整備

- ② 市は、感染症指定医療機関における感染症患者の受入体制を確保するとともに、保健所、医療機関、消防機関等と連携し、入院調整に係る体制構築を進める。【健康医療部】

- ③ 保健所は、健康危機対処計画に基づき、都や市他部署と連携して感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状

(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。【健康医療部】

- ④ 市は、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等や以下 2-2 に記載する相談センターとの連携も含めた早期の検査体制の構築に協力する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、東京都健康安全研究センターが実施する、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進めるとともに、JIHS 等と連携して感染症の情報収集に努めることについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ⑥ 市は、国及び J I H S が主導する感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

## 2-2 市民への情報提供・共有の開始

- ① 市は、国の要請に基づき、発生国・地域からの帰国者等や有症状者等からの相談を受け、必要に応じて感染症指定医療機関等を案内する相談センターの整備を速やかに行い、市民等に周知する。【健康医療部・関係各部】
- ② 市は、国が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の市民への周知、Q & A の公表、市民向けのコールセンターの設置等を通じて、市民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築するとともに、双方向的にコミュニケーションを行い、リスク情報とその見方や対策の意義を共有する。【健康医療部・関係各部】

## 2-3 新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が確認された場合の対応

- ① 保健所は、新型インフルエンザ等により患した又は患したことが疑われる患者が発生した場合には、当該患者(疑似症患者や無症状病原体保有者を含む。)及びその関係者に対して、積極的疫学調査を実施する。【健康医療部】
- ② 市は、第3章第2節(「サーベイランス」における初動期)2-2-1で開始する疑似症サーベイランス等により、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表前に市内で感染が疑われる者が発生したことを把握した場合は、保健所等において、当該者に対して積極的疫学調査及び検体採取<sup>94</sup>を実施するとともに、感染症

<sup>94</sup> 感染症法第16条の3第1項及び第3項

のまん延を防止するため、必要に応じて感染症指定医療機関への入院について協力を求める。【健康医療部】

### 第3節 対応期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時に、市が定める予防計画並びに保健所が定める健康危機対処計画や準備期に整理した、医療機関等の関係機関及び専門職能団体との役割分担・連携体制に基づき、保健所が、求められる業務に必要な体制を確保してそれぞれの役割を果たすとともに、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、市民の生命及び健康を保護する。その際、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

#### 3-1 有事体制への移行

- ① 市は、他部署から保健所への応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援の要請等を遅滞なく行い、保健所の感染症有事体制を確立する。【総合経営部・健康医療部】
- ② 市は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する市民の理解の増進を図るために必要な情報を都と共有する。【健康医療部】
- ③ 市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

#### 3-2 主な対応業務の実施

都、保健所及び東京都健康安全研究センター等は、予防計画及び健康危機対処計画に基づき、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、相互に連携するとともに、市区町村、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下3-2-1から3-2-7までに記載する感染症対応業務を実施する。【健康医療部】

##### 3-2-1 相談対応

市は、有症状者等からの相談に対応する相談窓口の体制を強化し、感染したおそれのある者について、当該者の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク等を踏まえて、必要に応じて速やかに発熱外来の受診につなげる。相談窓口の運営に当たっては、業務効率化のため、適時に外部委託や一元化等を行うことを検討する。【健康医療部】

### 3-2-2 検査・サーベイランス

- ① 市は、国の方針を踏まえ、地域の実情に応じて、感染症対策上の必要性、検査体制等を勘案し、検査の実施範囲を判断する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター等が、検査等措置協定を締結している民間検査機関等を含めた検査体制が十分に拡充されるまでの間の必要な検査を実施するとともに、JIHS との連携や他の地方衛生研究所等とのネットワークを活用した国内の新型インフルエンザ等に係る知見の収集、JIHS への地域の感染状況等の情報提供・共有、地域の変異株の状況の分析、保健所等への情報提供・共有、都が検査等措置協定を締結している民間検査機関等における検査等に対する技術支援や精度管理等を通じ、地域におけるサーベイランス機能を発揮することについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ③ 市は、国の方針を踏まえ、新型インフルエンザ等の患者発生状況に応じ、全数把握から定点把握を含めた適切なサーベイランスの実施体制に移行する。【健康医療部】
- ④ 市は、国が実施する感染症サーベイランスのほか、必要に応じ、地域の感染動向等に応じて、都と協力して感染症サーベイランスを実施する。【健康医療部】

### 3-2-3 積極的疫学調査

- ① 市は、感染源の推定（後ろ向き積極的疫学調査）や濃厚接触者等の特定（前向き積極的疫学調査）を行うため、感染者又は感染者が属する集団に対して、JIHS が示す指針等や都が整理した方針に基づき、積極的疫学調査を行う。【健康医療部】
- ② 国は、新型インフルエンザ等について、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）を踏まえ、積極的疫学調査の対象範囲を見直し、都道府県等に対し、その内容を周知する。無症状病原体保有者からの感染が確認される等、他の感染症と大きく異なる特徴が判明した場合は、積極的疫学調査によって得られる効果や保健所における業務負荷等も勘案した上で、対象範囲や調査項目を検討し、都道府県等に対し、その内容を周知する。

市は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに関係機関に周知するとともに、市民に対し適切に情報発信する。【健康医療部】
- ③ 市は都と連携の上、流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後おおむね1か月以降。以下本章において同じ。）においては、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等に関する情報を整理し、保健所における業務負荷を勘案し、国が示す方針や専門家の意見

も踏まえながら、地域の実情に応じて積極的疫学調査の対象範囲や調査項目を見直す。【健康医療部】

- ④ 市は、積極的疫学調査等の結果により明らかになった感染拡大防止に必要な情報について、各種法令に基づく個人情報の取扱いに配慮しつつ、八王子市医師会や市内医療機関等の関係団体に提供するとともに、都や他区市町村間の情報交換を通じて感染症対策に活用する。【健康医療部】

#### 3-2-4 入院勧告・措置、入院調整、自宅・宿泊療養の調整及び移送

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握した場合は、医師が判断した当該患者等の症状の程度や基礎疾患等の重症化リスク、医療機関等情報支援システム（G-MIS）等により把握した協定締結医療機関の確保病床数、稼働状況及び病床使用率、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）や流行状況等を踏まえて、速やかに療養先を判断し、入院勧告・措置及び入院、自宅療養又は宿泊療養の調整を行う。【健康医療部】
- ② 市は、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等が明らかでない場合においては、必要に応じ国や都へ協議・相談し、その結果を踏まえて対応する。入院の優先度や入院先医療機関の判断等においては、準備期に整備・整理した役割分担に基づき、医療機関等と適切に連携して対応する。【健康医療部】
- ③ 市は、入院勧告を実施する際は、患者に対して、入院が必要な理由などの説明を行い、その理解を得るよう努めるとともに、応急入院から本入院に移行する際の意見を述べる機会の付与や退院請求、審査請求に関する事など、入院勧告の通知に記載された事項を含め十分に説明を行う。【健康医療部】
- ④ 市は、入院勧告等を行った場合には、患者の人権に十分に配慮しつつ、医療機関との協力の下、患者の病状や治療経過等の情報を整理し、まん延防止対策等を実施する。【健康医療部】
- ⑤ 市は、入院勧告・措置を受けた患者が、感染症法に基づく退院請求を行った場合、医療機関と連携して当該患者が退院基準に適合しているかどうかの確認を速やかに行う。【健康医療部】

#### 3-2-5 健康観察及び生活支援

- ① 市は、医師からの届出により新型インフルエンザ等の患者等を把握し、医師が判断した当該患者等の症状の程度、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を勘案した上で、当該患者等に対して自宅又は宿泊療養施設で療養するよう協力を求める必要があると判断した場合は、国や都と調整の上、自宅療養体制に移行し、当該患者等やその濃厚接触者に対して、外

出自粛要請<sup>95</sup>や就業制限<sup>96</sup>を行うとともに、外部委託等活用しつつ、定められた期間の健康観察を行う。【健康医療部】

- ② 市は、必要に応じ、都と協力して、食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供やパルスオキシメーター等の物品の支給に努める<sup>97</sup>。【健康医療部】
- ③ 市は、軽症の患者又は無症状病原体保有者や濃厚接触者への健康観察について、感染症サーベイランスシステムの健康状態の報告機能を活用することで、保健所の業務効率化・負荷軽減を図る。【健康医療部】

### 3-2-6 健康監視

市は、検疫所から通知があったときは、保健所において、新型インフルエンザ等に感染したおそれのある居宅等待機者等に対して健康監視を実施する<sup>98</sup>。【健康医療部】

### 3-2-7 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 市は、感染拡大防止のために広く注意を喚起する必要がある場合には、国や都と連携し、集積した情報を分析の上、効果的に情報発信を行う。【市長公室・健康医療部】
- ② 市は、感染が拡大する時期にあつては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策等について、市民の理解を深めるため、市民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。【市長公室・健康医療部・関係各部】
- ③ 市は、高齢者、子供、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方等の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、都と連携の上、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。【健康医療部・関係各部】

---

<sup>95</sup> 感染症法第44条の3第1項及び第2項

<sup>96</sup> 感染症法第18条第1項及び第2項

<sup>97</sup> 感染症法第44条の3第7項、第9項及び第10項

<sup>98</sup> 感染症法第15条の3第1項<sup>99</sup> 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

### 3-3 感染状況に応じた取組

#### 3-3-1 流行初期

##### 3-3-1-1 迅速な対応体制への移行

- ① 市は、流行開始を目途に感染症有事体制へ切り替えるとともに、予防計画に基づく保健所の感染症有事体制への移行状況を適時適切に把握する。また、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、他部署からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【総合経営部・健康医療部】
- ② 市は、地域の感染状況等の実情に応じ、都に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【健康医療部】
- ③ 市は、国が整備した感染症サーベイランスシステム等のICTツールの活用や外部委託、都での業務一元化等により、保健所における業務の効率化を推進する。【健康医療部】
- ④ 市は、保健所等において、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき、関係機関と連携して疫学調査や健康観察等の感染症対応業務を行う。【健康医療部】
- ⑤ 市は、都と連携し、感染症有事体制への切替え、感染症有事体制を構成する人員の参集、必要な物資・資機材の調達等を行う。【健康医療部】
- ⑥ 市は、国及びJ I H Sが主導する感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等を明らかにするための調査研究や、治療薬等の研究開発について、積極的に協力する。【健康医療部】

##### 3-3-1-2 検査体制の拡充

- ① 市は、国が決定した検査実施の方針や地域の流行状況等の実情を踏まえ、予防計画に基づき、検査体制の拡充に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター等が検査実施の方針等を踏まえて検査を実施することについて、必要に応じて協力する。【健康医療部】
- ③ 市は、国の方針や感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）等の評価を踏まえ、無症状病原体保有者への検査が必要と判断された場合は、検査対象者等を関係機関へ周知する。【健康医療部】

#### 3-3-2 流行初期以降

##### 3-3-2-1 流行状況や業務負荷に応じた体制の見直し

- ① 市は、国が示した疫学調査の範囲及び方法を踏まえ、対象範囲や調査項目を変更の上、速やかに関係機関に周知するとともに、市民に対し適切に情報発信する。【健康医療部】

- ② 市は地域の感染状況等の実情に応じ、都に対し実地疫学の専門家等の派遣について依頼する。【健康医療部】
- ③ 市は、引き続き、必要に応じて、交替要員を含めた人員の確保のため、他部署からの応援職員の派遣、I H E A T要員に対する応援要請等を行う。【総合経営部・健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、引き続き、保健所で業務のひっ迫が見込まれる場合には、外部委託や都での業務の一元化等による業務効率化を進める。【健康医療部・関係各部】
- ⑤ 市は、保健所等において行う感染症対応業務について、準備期に整備・整理した組織・業務体制や役割分担等に基づき関係機関と連携して行うとともに、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、感染状況等を踏まえて国から対応方針の変更が示された場合は、地域の実情や市の本庁及び保健所等の業務負荷等も踏まえて、保健所の人員体制の見直し、感染症対応業務の対応の変更を適時適切に行う。【総合経営部・健康医療部】
- ⑥ 市は、感染の拡大等により、病床がひっ迫するおそれがある場合には、基礎疾患を持つ患者等の重症化する可能性が高い患者を優先的に入院させるとともに、自宅療養、宿泊療養又は高齢者施設等での療養の体制を強化する。また、症状が回復した者について、後方支援を行う医療機関への転院を進める。【福祉部・健康医療部】
- ⑦ 市は、自宅療養の実施に当たっては、準備期に整備した食事の提供等生活支援の実施体制や医療提供体制に基づき実施する。【健康医療部】

### 3-3-2-2 安定的な検査・サーベイランス機能の確保

- ① 市は、予防計画に基づき、検査実施体制の整備に協力する。【健康医療部】
- ② 市は、東京都健康安全研究センター等が実施する、対応期を通じて拡充した検査体制の維持、地域の変異株の状況の分析、各関係機関への情報提供・共有等について、必要に応じて協力する。【健康医療部】

### 3-3-3 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

- ① 国は、都道府県等に対し、感染症の特徴や病原体の性状（病原性、感染性、薬剤感受性等）、流行状況等を踏まえ、有事の体制等の段階的な縮小の検討を行うよう要請する。
- ② 市は、国や都からの要請も踏まえて、地域の実情に応じ、保健所における有事の体制等の段階的な縮小についての検討を行い、実施する。また、特措法によらない基本的な感染症対策への移行に伴い留意すべき点（医療提供体制や感染対策の見直し等）及びこれに伴う保健所等での対応の縮小について、市民等の不安や

第2部 各対策項目の考え方及び取組  
第11章 保健  
第3節 対応期

混乱が生じないように十分に配慮し、丁寧に情報提供・共有を行う。【総合経営部・健康医療部】

## 第12章 物資

### 第1節 準備期

#### <目的>

感染症対策物資等は、新型インフルエンザ等の発生時に、医療提供体制、検査検体の採取、患者搬送等の業務を安全に実施するために欠かせないものである。そのため、市は、備蓄の推進等<sup>99</sup>の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

#### 1-1 感染症対策物資等の備蓄<sup>100</sup>

- ① 市は、市行動計画に基づき、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄等を行うとともに、定期的に備蓄状況等を確認する<sup>101</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>102</sup>。

#### 【健康医療部・生活安全部】

- ② 都は、個人防護具について、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえて備蓄する。
- ③ 都は、最初に感染者に接触する可能性のある救急隊員等の搬送従事者のための個人防護具の備蓄を進めるよう消防機関に要請するとともに、必要な支援を行う。

#### 1-2 医療機関等における感染症対策物資等の備蓄等

- ① 都は、予防計画に基づき地域の協定締結医療機関における個人防護具の備蓄等を推進するほか、同計画の数値目標等を踏まえつつ、有事の感染症診療及び通常医療との両立の観点からも、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を定期的に確認する。

なお、都は、感染症まん延時に医療現場で個人防護具が不足した場合に備え、必要な物資の備蓄体制の確保に向けた取組を進める。

<sup>99</sup> 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

<sup>100</sup> ワクチンの備蓄については、第7章の記載を参照

<sup>101</sup> 特措法第10条

<sup>102</sup> 特措法第11条

- ② 協定締結医療機関は、国が定める備蓄品目や備蓄水準を踏まえ、予防計画に基づき个人防护具を計画的に備蓄する。都は、協定締結医療機関の个人防护具の保管施設整備の支援を行う。
- ③ 都は、協定締結医療機関に対して、各施設における実情を踏まえ、国が定める品目・水準にかかわらず必要な感染症対策物資等の備蓄・配置にも努めるよう要請する。
- ④ 都は、協定を締結していない医療機関等に対しても、施設内感染等の発生などの状況に備え必要な感染症対策物資等の備蓄・配置に努めるよう要請する。
- ⑤ 都は、システム等を利用して、定期的に協定締結医療機関における感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認する<sup>103</sup>。
- ⑥ 都は、社会福祉施設に対して、可能な限り必要な感染症対策物資等の備蓄に努めるよう呼び掛ける。

### 1-3 緊急物資運送等の体制整備

都は、国と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における医薬品、食料品等の緊急物資の流通や運送の確保のため、緊急物資の製造・販売、運送を行う事業者である指定（地方）公共機関等に対し、緊急物資の流通や運送等の事業継続のため体制の整備を要請する。

---

<sup>103</sup> 感染症法第36条の5<sup>104</sup> 感染症法第36条の5<sup>105</sup> 特措法第10条

## 第2節 初動期

### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、都は、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

### 2-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

- ① 都は、システム等を利用して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等について協定締結医療機関の備蓄・配置状況を確認する<sup>104</sup>。
- ② 都は、協定締結医療機関に対して、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を確認するよう要請する。
- ③ 市は、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等の備蓄状況等を確認する<sup>105</sup>。

### 2-2 円滑な供給に向けた準備

- ① 都は、協定締結医療機関における必要な感染症対策物資等に関して調査を行った上で、十分な量を確保する。
- ② 医療機関等は、感染症対策物資等が不足するおそれがある場合等は、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。
- ③ 都は、医療機関等において感染症対策物資等の不足が見込まれる場合等は、国や感染症対策物資等の生産、輸入、販売又は貸付けの事業を行う事業者と連携しながら必要量の確保に努める。
- ④ 都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具を供出する準備等を行う。

<sup>104</sup> 感染症法第36条の5<sup>105</sup> 特措法第10条

<sup>105</sup> 特措法第10条

### 第3節 対応期

#### <目的>

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、都民の生命及び健康への影響が生じることを防ぐため、初動期に引き続き、都は、感染症対策物資等の需給状況の確認、行政備蓄からの供出等を適切に行うことにより、各機関において必要な感染症対策物資等を確保する。

#### 3-1 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認等

- ① 都は、システム等を利用して、協定締結医療機関に対し、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の備蓄・配置状況を随時確認する<sup>106</sup>。
- ② 医療機関等は、医療の提供に必要な感染症対策物資等について、備蓄・配置等を適切に確認する。また、長期的に感染症対策物資等が必要となる可能性を踏まえ、感染症対策物資等の販売事業者に計画的に発注する等により、必要量を安定的に確保する。

#### 3-2 不足物資の供給等適正化

都は、個人防護具について、協定締結医療機関に対して定期的に調査を行い、協定締結医療機関において調達困難等の理由により個人防護具が不足するおそれのある場合等には、不足する医療機関等に対し、行政備蓄から必要な個人防護具の供出を行う。

#### 3-3 備蓄物資等の供給に関する相互協力

都は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資及び資材が不足するときは、関係各局、他の地方公共団体、指定（地方）公共機関等の関係機関との間で、備蓄する物資及び資材を互いに融通する等、物資及び資材の供給に関し相互に協力するよう調整に努める<sup>107</sup>。

#### 3-4 緊急物資の運送等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、運送事業者である指定（地方）公共機関に対し、感染症対策物資等の緊急物資の運送を要請する。また、緊急事態措置を実施するため緊急の必要がある場合は、医薬品等販売業者

<sup>106</sup> 感染症法第36条の5

<sup>107</sup> 特措法第51条<sup>108</sup> 特措法第54条第1項及び第2項

である指定（地方）公共機関に対し、医薬品、医療機器又は再生医療等製品の配送を要請する<sup>108</sup>。

- ② なお、正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、緊急事態措置を実施するため特に必要があると認めるときに限り、指定（地方）公共機関に対して運送又は配送を指示する<sup>109</sup>。

### 3-5 物資の売渡しの要請等

- ① 都は、緊急事態措置を実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置の実施に必要な医薬品等の物資の生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの（以下「特定物資」という。）について、その所有者に対し、当該特定物資の売渡しを要請する<sup>110</sup>。
- ② 都は、対策の実施に必要な物資の確保に当たっては、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とする。
- なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の道府県による収用の対象となっている場合等の正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、当該特定物資を収用する<sup>111</sup>。
- ③ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、特定物資の確保のため緊急の場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じる<sup>112</sup>。
- ④ 都は、緊急事態措置を実施するに当たり、必要に応じ、国に上記①から③までの措置を行うよう要請する<sup>113</sup>。

---

<sup>108</sup> 特措法第54条第1項及び第2項

<sup>109</sup> 特措法第54条第3項

<sup>110</sup> 特措法第55条第1項

<sup>111</sup> 特措法第55条第2項

<sup>112</sup> 特措法第55条第3項

<sup>113</sup> 特措法第55条第4項

## 第13章 市民生活及び市民経済の安定の確保

### 第1節 準備期

#### <目的>

新型インフルエンザ等の発生時には、市民の生命及び健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により市民生活及び市民経済に大きな影響が及ぶ可能性がある。市は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や市民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。これらの必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に市民生活及び市民経済の安定を確保するための体制及び環境を整備する。

#### 1-1 情報共有体制の整備

市は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や関係所管での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。【健康医療部・関係各部】

#### 1-2 支援の実施に係る仕組みの整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。【健康医療部・関係各部】

#### 1-3 新型インフルエンザ等の発生時の事業継続に向けた準備

##### 1-3-1 柔軟な勤務形態等の導入準備の勧奨

都は、事業者に対し、新型インフルエンザ等の発生時に、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤等の人と人との接触機会を低減できる取組が勧奨される可能性のあることを周知し、そのような場合に備えた準備を検討するよう勧奨する。

なお、子供の通う学校等が臨時休業等をした場合は、保護者である従業員への配慮が必要となる可能性があることにも留意する。

### 1-3-2 教育及び学びの継続に関する体制整備

市は、新型インフルエンザ等の発生時においても、分散登校や、オンライン学習と対面学習とを組み合わせたハイブリッド学習等の工夫により、教育及び学びの継続が可能となる体制の整備を行う。【学校教育部・関係各部】

### 1-3-3 物資及び資材の備蓄<sup>114</sup>

- ① 市は、市行動計画に基づき、第12章第1節（「物資」における準備期）1-1で備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務又は業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する<sup>115</sup>。

なお、上記の備蓄については、災害対策基本法第49条第1項の規定による物資及び資材の備蓄と相互に兼ねることができる<sup>116</sup>。【生活安全部・健康医療部】

- ② 市は、事業者や市民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。【健康医療部・関係各部】

### 1-3-4 生活支援を要する者への支援等の準備

市は、国からの要請に基づき、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、都と連携し要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。【福祉部・健康医療部】

### 1-3-5 火葬能力等の把握、火葬体制の整備

市は、感染拡大時における八王子市斎場の火葬能力等について事前に検討するとともに、国や都と八王子市斎場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等について情報を共有しておく。また、新型インフルエンザ等の感染拡大時においても火葬を円滑に行うための体制整備及び必要な物資等の確保に努める。【市民部・関係各部】

### 1-3-6 その他必要な体制の整備

市は、都及び廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時においても廃棄物を適切に処理できるよう、適宜、情報共有を図るとともに、ガイドライン等を整備する。【健康医療部・環境部】

---

<sup>114</sup> ワクチンや感染症対策物資等の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照

<sup>115</sup> 特措法第10条

<sup>116</sup> 特措法第11条

## 第2節 初動期

### <目的>

新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や市民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、市民や事業者に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等の勧奨や、事業者に対しては当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨及び職場における感染予防策の徹底の要請、また、国や都の情報や発生状況、市の対応を説明し、各事業者に感染拡大防止策の実施の協力や、政府が緊急事態宣言をした場合に施設の使用や催し物の制限があり得ることについて事前に周知するなど速やかに対応を行い、市民生活及び市民経済の安定を確保する。

### 2-1 事業継続に向けた準備等

- ① 都は、新型インフルエンザ等の発生に備え、感染の可能性のある者との接触機会を減らす観点から、必要に応じて事業者に対し、従業員の健康管理の徹底、感染が疑われる症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、オンラインを組み合わせたハイブリッドな会議等の活用、テレワークや時差出勤の推進等の感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。
- ② 市は、必要に応じ、新型インフルエンザ等の発生に備え、事業者に対し、自らの業態を踏まえた感染拡大防止に必要な対策等の準備をするよう要請する。  
【健康医療部・産業振興部・関係各部】

### 2-2 市民生活への配慮

- ① 市は、来庁者向け及び庁舎執務室における感染対策を段階的に実施・準備する。【契約資産部・関係各部】
- ② 市は、市立・市営施設での感染対策の段階的な実施・準備や施設の利用縮小・休止の検討及び市が実施するイベントでの感染対策の段階的な実施・準備やイベントの中止・延期の検討を行う。【学校教育部・各部】
- ③ 市は、行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、国や都に対し情報の提供を求め、必要な対応を準備する。【総合経営部・関係各部】
- ④ 市は、高齢者や障害者等の要配慮者への支援や、平常時のごみ処理の維持が困難になる場合に備えた準備を行う。【福祉部・環境部】

### 2-3 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

都は、都民等に対し、生活関連物資等（食料品や生活必需品、その他の国民生活との関連性が高い物資又は国民経済上重要な物資をいう。以下同じ。）の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

### 2-4 遺体の火葬・安置

- ① 市は、都と連携の上、新型インフルエンザ等の国内での重症化率、致死率等の情報収集を行うとともに、新型インフルエンザ等の感染拡大による死亡者数の増加に対する備えとして、八王子市斎場において、可能な限り火葬を実施するため必要な準備を行う。【健康医療部・市民部】
- ② 市は、八王子市斎場において、火葬業務従事者等関係者と受入体制の確保・強化に向けた準備を行う。【市民部】
- ③ 市は、感染拡大に伴う死亡者数の増加等により、地域の火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、震災等で予定されている場所等、一時的に遺体を安置できる施設等の設置及び運用準備を行う。【市民部・関係各部】

### 2-5 その他必要な施策の実施

市は、都及び廃棄物処理業者と連携し、新型インフルエンザ等の発生時における廃棄物を適切に処理する体制を整える。

なお、初動期においては、国が策定した「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」に準じて、廃棄物を適切に処理する。【健康医療部・環境部】

### 第3節 対応期

#### <目的>

準備期での対応を基に、市民生活及び市民経済の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、市民・事業者等への必要な支援及び対策を行うことにより、市民生活及び市民経済の安定の確保に努める。

#### 3-1 市民生活の安定の確保を対象とした対応

##### 3-1-1 生活関連物資等の安定供給に関する都民等及び事業者への呼び掛け

都は、都民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、事業者に対しても、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみを生じさせないよう要請する。

##### 3-1-2 心身への影響に関する施策

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策（自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、子供の発達・発育に関する影響への対応等）を講ずる。【福祉部・健康医療部・関係各部】

##### 3-1-3 生活支援を要する者への支援

市は、国からの要請を受けて、高齢者、障害者等の要配慮者等に必要に応じ生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行う。

##### 3-1-4 教育及び学びの継続に関する支援

市は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限<sup>117</sup>やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育及び学びの継続に関する取組等必要な支援を行う。【学校教育部・生涯学習スポーツ部・関係各部】

<sup>117</sup> 特措法第45条第2項

【新型コロナでの具体例】

■校外学習の実施

「校外学習は一生の思い出になるものであり、すべての八王子市の子どもたちにとってかけがえのない経験」という考えのもと、八王子市教育委員会は、「不安だからやめる」ではなく、「どうしたら実施できるかを模索する」という姿勢で学校行事に取り組んだ。

この方針により、令和2年度には市立小学校・義務教育学校前期課程の移動教室を全70校で実施。さらに、八王子市医師会との連絡協議会で感染対策の助言を受け、学校が安心して行事を開催できるようにした結果、中学校・義務教育学校後期課程の修学旅行は全38校中33校が実施された。

3-1-5 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 市は、市民生活及び市民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係業界団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。【産業振興部・関係各部】
- ② 市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、相談センターの充実を図る。【市長公室・関係各部】
- ③ 市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、市行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。【福祉部・関係各部】
- ④ 市は、新型インフルエンザ等緊急事態において、市民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は社会経済活動上重要な物資若しくは役務の価格の高騰又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律（昭和48年法律第48号）、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）、物価統制令（昭和21年勅令第118号）その他法令の規定に基づく措置その他適切な措置を講ずる<sup>118</sup>。【産業振興部】

3-1-6 埋葬・火葬の特例等

- ① 市は、新型インフルエンザ等の感染が拡大し、死亡者数の増加により必要な遺体の火葬が滞るおそれがあると見込まれる場合、または国や都からの要請があった場合には、八王子市斎場において、可能な限り火葬を実施する。【市民部】

<sup>118</sup> 特措法第59条

- ② 市は、遺体を取り扱う事業者、火葬場従事者等関係者に対し、国が発出する通知等を踏まえ、遺族等の意向への配慮や遺体の取扱いに係る適切な感染対策の実施について、周知を行う。【市民部・健康医療部・関係各部】
- ③ 新型インフルエンザ等により死亡した遺体の体液や排泄物からの感染を予防するため、手袋やマスク等が必要な場合があることについて、遺族への理解を得るよう努める。【健康医療部・関係各部】
- ④ 市は、死亡者の増加により、八王子市斎場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合、または都からの要請があった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を速やかに設置する。【市民部・関係各部】
- ⑤ 都は、ドライアイスを扱う業界に一時的に遺体を安置する施設の設置時にドライアイスの供給を要請する。
- ⑥ 国は、新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、当該区市町村以外の区市町村による埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例を定める<sup>119</sup>。【市民部】
- ⑦ 市は、「埋火葬許可証」の発行に当たっては、「一類感染症等」を明記するとともに、迅速に発行できるようにする。「埋火葬許可証」の申請ができず、公衆衛生上の問題が生じる場合は、特措法第56条の規定に基づき「死亡診断書」により、迅速に埋火葬する特例措置を実施する。【市民部】

### 3-1-7 新型インフルエンザ等の患者等の権利利益の保全等

市は、国が特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）に基づき、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち、当該新型インフルエンザ等緊急事態に対する適用を指定した場合は、適切に対応する。【関係各部】

## 3-2 社会経済活動の安定の確保を対象とした対応

### 3-2-1 事業継続に関する事業者への要請等

市は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに、事業所や職場における感染対策の実施を要請する。【産業振興部・関係各部】

---

<sup>119</sup> 特措法第56条

### 3-2-2 事業者に対する支援

市は、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営及び市民生活への影響を緩和し、市民生活及び市民経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる<sup>120</sup>。【産業振興部・関係各部】

### 3-2-3 住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

市は、水道事業者及び水道用水供給事業者が、新型インフルエンザ等緊急事態において、各行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずることを把握する。【環境部】

#### 【新型コロナ対応での具体例】

##### ～八王子市の新型コロナ対応とごみ収集の工夫～

新型コロナウイルス感染症の拡大は、自治体のごみ回収業務にも大きな影響を与えた。八王子市では、市民の生活を守りながら感染リスクを抑えるため、いくつかの具体的な対策に取り組んだ。

#### ■ 感染性ごみへの対応

感染予防の観点から、使用済みマスクやティッシュなどの「感染性ごみ」については、袋を二重にして密閉し、しっかり口を縛って出すよう市民に周知。市の広報やホームページを通じて、正しい排出方法を丁寧に案内した。

#### ■ 作業員の安全確保

ごみ収集に従事する作業員には、マスク・手袋の着用、アルコール消毒の徹底などを義務付け。作業車両や休憩所の衛生管理も強化され、感染リスクを最小限に抑える体制を整えた。

#### ■ 安定した収集体制の維持

感染拡大による人員不足の懸念がある中でも、八王子市は通常の収集スケジュールを維持。必要に応じて臨時対応を行い、市民生活への影響を最小限に抑える努力を続けた。

#### ■ 市民との協働

感染対策は、市民の協力なしには成り立たない。八王子市は、情報発信を通じて市民の理解と協力を促し、地域全体で感染拡大防止に取り組んだ。

<sup>120</sup> 特措法第63条の2第1項

### 3-2-3 市民生活及び市民経済の両方の安定の確保を対象とした対応

#### 3-2-3-1 新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資<sup>121</sup>

市は、政府関係金融機関等が、新型インフルエンザ等緊急事態において、償還期限又は据置期間の延長、旧債の借換え、必要がある場合における利率の低減その他実情に応じ適切な措置を講ずる場合は、事業者へ周知するなど適切に対応する。【産業振興部】

#### 3-2-4 市民生活及び市民経済に及ぼす影響を緩和するその他の支援

- ① 市は、本章の各支援策のほか、新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた市民生活及び市民経済への影響に対し、必要に応じた支援を行う。

なお、支援策の検討に当たっては、生活基盤が脆弱<sup>ぜい</sup>な者等が特に大きな影響を受けることに留意する。【福祉部・関係各部】

- ② 市は、国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。【関係各部】

### 3-3 その他の対応

市は、市内における円滑な廃棄物処理システムを維持するため、廃棄物処理業者等と連携して、適切な対応を行う。【環境部】

---

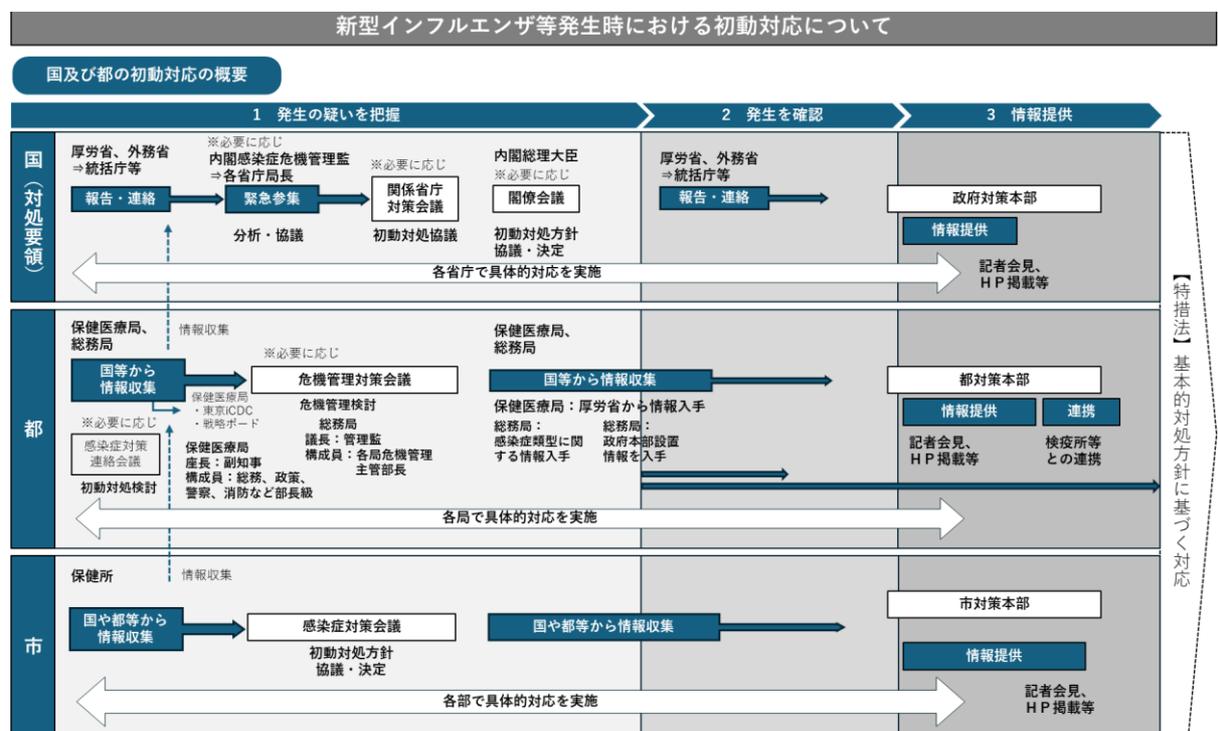
<sup>121</sup> 特措法第60条

## 第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制

### 第1章 市における危機管理体制

#### 1 市の初動対応

市は、特措法第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等が国内外で発生し、又はその疑いがある場合には、国や都、関係機関と連携し、国内外の感染症発生状況に関する情報を速やかに収集・分析し、事態を的確に把握する。また、あらかじめ定めた手順により直ちに市一体となった初動体制を立ち上げる。市は、市民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、市行動計画及び都の対応等を踏まえ、政府対策本部が定める基本的対処方針に基づき市対策本部が具体的な対策を決定するまでの間、以下のとおり初動対応を行う。



#### 2 市対策本部等の概要

新型インフルエンザ等の発生の疑いを確認した場合、必要に応じて速やかに「感染症対策会議」を開催し、関係所管との情報共有・方針の決定などを行う。また、国内での発生状況および政府・都対策本部の設置により、本部長を市長とする「市対策本部」を設置する。また、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令されたときは、市においても、直ちに特措法第34条に基づく「市対策本部（法定）」に移行する。

市対策本部（法定）は、特措法で定められたもののほか、必要な事項を八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例及び八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則の規定により、全庁を挙げた実施体制を整備している。

この条例に基づき、市対策本部（法定）は、都対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等への対策を総合的に推進する。

また、市対策本部長から都対策本部長に対して、新型インフルエンザ等への対策に関する総合調整を行うよう要請があった場合には、都対策本部長は、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

### 3 市対策本部等の構成

#### 3-1 感染症対策会議

新型インフルエンザ等の発生の疑いを確認した場合、または国外で発生した場合には、感染症対策会議を開催し、関係部署との情報共有、今後の方針決定を行う。感染症対策会議は、保健所長、市長公室長、危機管理参事、総合経営部長、市民活動推進部長、総務部長、生活安全部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、産業振興部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長等で構成し、会議の庶務は健康医療部健康づくり推進課が処理する。感染症対策会議の協議内容及び今後の方針については、速やかに市長に報告する。

#### 3-2 市対策本部

新型インフルエンザ等が発生し、政府・都対策本部が設置された場合には、市対策本部を設置する。市対策本部は、市長を本部長、副市長・教育長を副本部長とし、構成員は各部の部長、室長、担当部長、参事及び局長等とする。市対策本部の事務局は、生活安全部防災課と健康医療部健康づくり推進課に置く。

#### 3-3 市対策本部（法定）

政府対策本部長による「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合は、直ちに特措法及び市対策本部条例に基づく「市対策本部（法定）」を設置する。また、緊急事態宣言が終了した旨の公示がされたときは、遅延なく市対策本部（法定）を廃止または市対策本部等へ移行する。

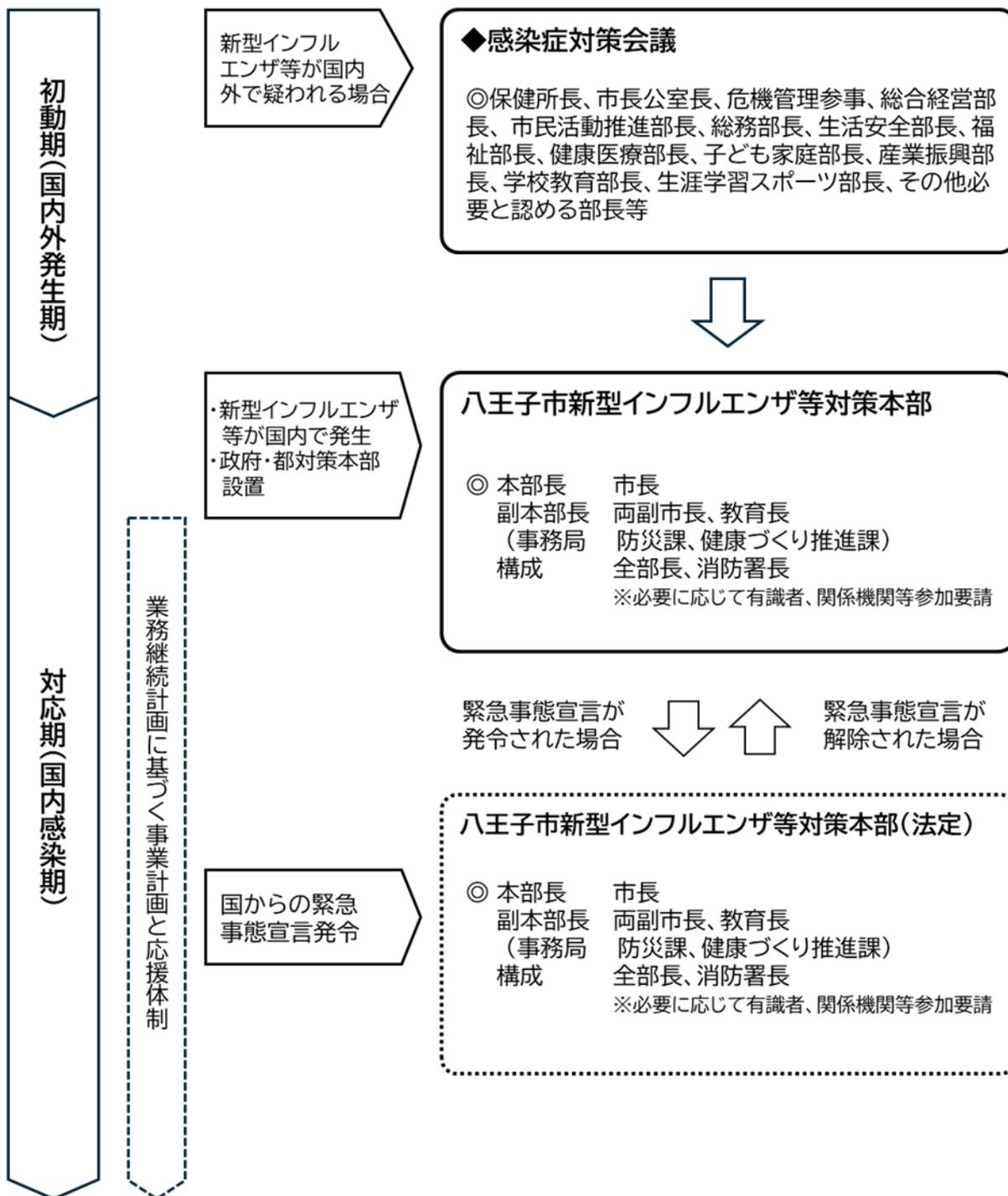
第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制  
 第1章 市における危機管理体制

3-4 危機管理体制の構築

新型インフルエンザ等が発生した場合、危機管理体制は以下のとおりとする。

区分	本部長	副本部長	構成員
感染症対策会議	-	-	保健所長、市長公室長、危機管理参事、総合経営部長、市民活動推進部長、総務部長、生活安全部長、福祉部長、健康医療部長、子ども家庭部長、産業振興部長、学校教育部長、生涯学習スポーツ部長 その他必要と認める部長等
市対策本部	市長	両副市長・教育長	全部長、消防署長 ※必要に応じて有識者、関係機関等参加要請
市対策本部（法定）	市長	両副市長・教育長	八王子市新型インフルエンザ等対策本部条例施行規則第3条に規定する者

〈 新型インフルエンザ等対策における危機管理体制 〉



#### 4 市対策本部各部の分掌事務

部の名称	分掌
市長公室対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 関係機関との連絡調整に関する事。</li> <li>2 広報活動に関する事。</li> <li>3 報道機関との連絡調整に関する事。</li> <li>4 広聴に関する事。</li> <li>5 相談体制の整備、調整及び運営に関する事。</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>
総合経営対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 業務継続計画(BCP)に関する事。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における体制整備及び部署間の応援調整に関する事。</li> <li>3 情報システムの機能確保に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>
市民活動推進 対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 町会・自治会に関する事。</li> <li>2 市民活動団体(NPO等)との協力に関する事。</li> <li>3 大学等への新型インフルエンザ等の情報連絡に関する事。</li> <li>4 外国人への支援に関する事。</li> <li>5 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>
総務対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の健康状態、出勤状況確認、動員及び服務に関する事。</li> <li>2 職員の給与、食事、宿泊、健康管理その他支援業務に関する事。</li> <li>3 職員の感染予防等に関する事。</li> <li>4 職員の予防接種(特定接種に限る。)の実施に関する事。</li> <li>5 私立専修学校、各種学校への新型インフルエンザ等の情報連絡及び調整に関する事。</li> <li>6 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制  
第1章 市における危機管理体制

部の名称	分掌
契約資産対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の対策に係る契約、検査及び財産(債権を除く。)に関する事。</li> <li>2 本庁舎の臨時相談窓口開設に係る設備に関する事。</li> <li>3 車両の調達に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>
財政対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の対策に係る予算に関する事。</li> <li>2 市税の収納に係る業務の維持に関する事。</li> <li>3 税務証明等に係る業務の維持に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>
生活安全対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整に関する事。</li> <li>2 国、都、他の市区町村との連絡調整(危機管理分野に限る。)に関する事。</li> <li>3 情報等の収集及び提供に関する事(危機管理分野に限る。)</li> <li>4 特定接種登録事業者(危機管理分野の事業者に限る。)との連絡調整に関する事。</li> </ol>
市民対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 出生、死亡等各種届出、証明及び交付に係る業務の維持に関する事。</li> <li>2 八王子市斎場の運営、設備の維持等に関する事。</li> <li>3 遺体の収容及び火葬に関する事。</li> <li>4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。</li> </ol>
福祉対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 高齢者及び障害者等の要援護者支援に関する事。</li> <li>2 社会福祉施設等における感染防止に関する事。</li> <li>3 特定接種登録事業者(介護福祉事業者に限る。)との連絡調整に関する事。</li> </ol>

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制  
第1章 市における危機管理体制

部の名称	分掌
福祉対策部	4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。
健康医療対策部	1 医療の提供体制の確保及び医療等の実施の要請又は指示に関する事。 2 医薬品、衛生材料及び資器材の調達に関する事。 3 乳幼児・妊婦等の要援護者支援に関する事。 4 健康・医療相談に関する事。 5 新型インフルエンザ等の発生の状況の把握及び対応方針に関する事(保健医療分野に限る。) 6 新型インフルエンザ等対策本部の運営の総合調整の協力に関する事。 7 感染予防策の広報に関する事(保健医療分野に限る。) 8 市民、医療機関等からの相談に関する事(保健医療分野に限る。) 9 患者発生時の積極的疫学調査、病原体検査並びに感染症指定医療機関への勧告・措置入院及び患者の移送等に関する事。 10 市民に対する予防接種に関する事。 11 特定接種登録事業者との連絡調整に関する事(他の部署に属するものを除く。) 12 抗インフルエンザウイルス薬等保健調査における医薬品の確保等に関する事。 13 国、都、他の市区町村との連絡調整(保健医療分野に限る。)に関する事。 14 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関する事。
子ども家庭対策部	1 園児等の感染防止に関する事。 2 保育所の運営の維持に関する事。 3 乳幼児及び児童に係る相談に関する事。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する事。

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制  
第1章 市における危機管理体制

部の名称	分掌
産業振興対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 食料及び生活必需品の安定供給等消費生活対策に関すること。</li> <li>2 中小企業、農林畜産業団体等の対策に関すること。</li> <li>3 家畜伝染病のまん延防止に関すること。</li> <li>4 所管する団体に対する食料及び生活必需品の安定供給の要請に関すること。</li> <li>5 特定接種登録事業者(食料品製造事業者及び小売事業者に限る。)との連絡調整に関すること。</li> <li>6 事業所の新型インフルエンザ等対策(業務継続計画(BCP)策定支援を含む。)に関すること。</li> <li>7 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。</li> </ol>
環境対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 野生鳥獣の監視に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時の環境保全及び環境回復に関すること。</li> <li>3 消毒等防疫対策の協力に関すること。</li> <li>4 ごみの収集、運搬その他清掃に係る業務及び処理に係る業務の維持に関すること。</li> <li>5 資源の使用及びごみの排出の抑制に関すること。</li> <li>6 廃棄物埋立処分場の運営の維持に関すること。</li> <li>7 下水道の維持管理に関すること。</li> <li>8 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。</li> </ol>
都市計画対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生時の交通情報の収集、交通輸送計画及びその他交通対策に関すること。</li> <li>2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。</li> </ol>
拠点整備対策部	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関すること。</li> </ol>

第3部 市政機能を維持するための市の危機管理体制  
第1章 市における危機管理体制

部の名称	分掌
まちなみ整備 対 策 部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
道路交通対策部	1 道路及び水路の維持管理に関する こと。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
会 計 対 策 部	1 新型インフルエンザ等の対策等に必要な現金及び物品の出納 及び保管に関する こと。 2 支払資金の把握及び確保に関する こと。 3 財務会計システムの維持に関する こと。 4 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
学校教育対策部	1 市立小・中学校の児童・生徒及び教員の感染予防等に関する こと。 2 就学援助、学校保健に関する こと。 3 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
生涯学習ポータル 対策部	1 学童保育所入所児童の感染防止に関する こと。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
選挙管理対策部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
監 査 対 策 部	1 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。
議 会 対 策 部	1 市議会との連絡調整に関する こと。 2 新型インフルエンザ等の発生時における他の部署の応援に関する こと。

注：令和8年3月末現在の組織名称とする。

## 第2章 市政機能の維持

### 1 業務区分の考え方

新型インフルエンザ等の発生時には、保健医療業務、危機管理業務など、発生対応業務が増大するが、職員の欠勤も最大4割が想定される。このため、市の業務を、新型インフルエンザ等発生に際して「新たに発生する業務」と「通常業務」とに整理する。また、通常業務を「継続業務」「縮小業務」「休止業務」に区分する。区分の考え方は、市民の生命を守り、都市機能を維持することに直接関わるライフライン業務などの継続する業務を「継続業務」とし、感染拡大防止のために休止する多数の人が集まる施設の運営や、不急な業務等を「休止業務」とし、その他の業務を「縮小業務」に分類する。

各業務の実施に当たっては、新型インフルエンザ等のウイルスの感染力、病原性及び治療薬の有効性、職員の出勤率などを判断し、弾力的・機動的に行う。

区分	考え方	主な業務(例示)
<b>A</b> 新たに発生する業務	①感染拡大防止策 ②危機管理体制上、必要となる業務	①相談、保健医療など ②新型インフルエンザ等に関する情報提供
通常業務	<b>B</b> 継続業務	①都民の生命を守るための業務 ②都市機能の維持に係る業務 ③休止すると重大な法令違反となる業務 ④都政業務維持のための基盤業務
	<b>C</b> 縮小業務	①継続・休止以外の業務 ②対面業務を中止して、工夫して実施する業務
	<b>D</b> 休止業務	①多数の人が集まる施設や業務 ②その他、緊急性を要しない業務
		①病院、入所施設など ②道路・港湾、上下水道など ③危険物・毒劇物の取締りなど ④通信、各種システムの維持
		①許認可、届出・交付、窓口相談業務など
		①学校、集客施設、研修など ②緊急性を要しない管理・調査、一般工事など

職員 100% (通常業務全体)  
職員 60% (AとB)

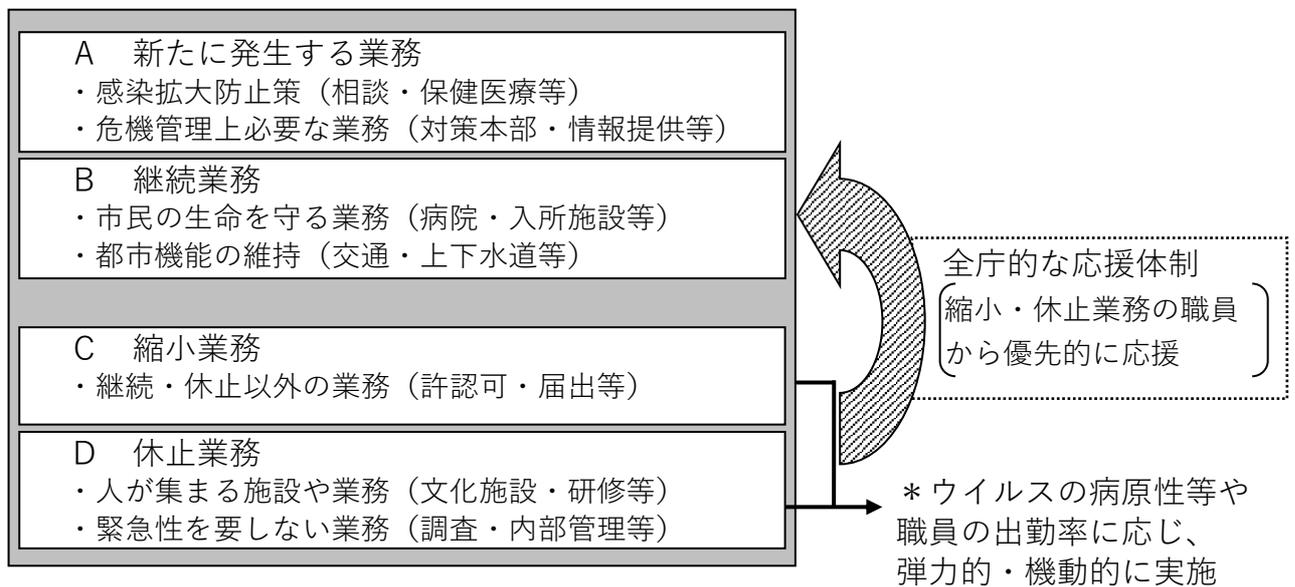
## 2 各部の事業継続と応援体制

市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生対応及び事業継続のため、各課レベルで業務の優先順位を決定し、業務を継続する。

また、健康医療対策部において、人員が不足する場合には、本部体制の下、各部のBCPによる人員計画を基に、全庁的な応援体制により対応する。

専門職種については、有資格者や経験者をあらかじめ確認し、経験者の兼務発令や退職者の臨時雇用などにより充当する。

### <業務の整理と応援体制>



## 用語集

用語	内容
医療機関等 情報支援シ ステム(G－ M I S)	G－M I S (Gathering Medical Information System の略) は、 全国の医療機関等から、医療機関等の稼働状況、病床や医療ス タッフの状況、受診者数、検査数、医療機器 (人工呼吸器等) や医療資材 (マスクや防護服等) の確保状況等を一元的に把握・ 支援するシステム
医療計画	医療法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づき都道府県が定める医 療提供体制の確保を図るための計画
医療措置協 定	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する都道府県と当該都道府 県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協 定
陰圧室	感染症対策として、気流の制御を行うため、周囲よりも気圧が 低く設定された部屋
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究 し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのた めに適用する学問
隔離	検疫法第 14 条第 1 項第 1 号及び第 15 条第 1 項 (これらの規定 を同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又 は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。) の規定に基づき、患者を医療機関に収容し、新型インフルエン ザ等のまん延を防止するため、ほかからの分離を図ること。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者 (新型インフルエンザ等感 染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに 足りる正当な理由のあるもの及び無症状病原体保有者を含 む。)、指定感染症の患者又は新感染症の所見がある者
患者等	患者及び感染したおそれのある者
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新 型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命 及び健康並びに国民生活及び国民経済に重大な影響が及ぶ事態
感染症危機 対応医薬品 等	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維 持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品や 医療機器等

感染症サーベイランスシステム	感染症法第 12 条や第 14 条等の規定に基づき届け出られた情報等を集計・還元するために活用されているシステム。なお、新型コロナウイルス対応で活用した健康観察機能も有している。
感染症指定医療機関	市行動計画においては、感染症法第 6 条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」及び「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第 1 項に規定する医薬品（薬機法第 2 条第 1 項に規定する医薬品）、医療機器（同条第 4 項に規定する医療機器）、个人防护具（着用することによって病原体等にはく露することを防止するための個人用の道具）、その他の物資並びにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資及び資材
帰国者等	帰国者及び入国者
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こす A 型又は A 型のような毎年の抗原変異が起こらない B 型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症
基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの
協定締結医療機関	感染症法第 36 条の 3 第 1 項に規定する医療措置協定を締結する医療機関。「病床確保」、「発熱外来」、「自宅療養者等への医療の提供」、「後方支援」、「医療人材の派遣」のいずれか一つ以上の医療措置を実施する。
業務継続計画（BCP）	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画
緊急事態宣言	特措法第 32 条第 1 項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨及び緊急事態措置を実施すべき期間、区域及びその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第 2 条第 4 号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地

	方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限又は停止等を要請すること等が含まれる。
緊急物資	特措法第 54 条に規定する、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な物資及び資材
ゲノム情報	病原体の保有する全ての遺伝情報を指す。ゲノム情報を解析することで、変異状況の把握等が可能となる。
健康観察	感染症法第 44 条の 3 第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者又は当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
健康監視	検疫法第 18 条第 2 項（同法第 34 条第 1 項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第 34 条の 2 第 3 項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、又は感染症法第 15 条の 3 第 1 項（感染症法第 44 条の 9 第 1 項の規定に基づく政令によって準用する場合を含む。）の規定に基づき、都道府県知事又は保健所設置市等の長が、対象者の体温その他の健康状態等について報告を求め、又は質問を行うこと。
健康危機対処計画	地域保健対策の推進に関する基本的な指針（平成 6 年厚生省告示第 374 号）に基づき、平時から健康危機に備えた準備を計画的に進めるため、保健所及び地方衛生研究所等が策定する計画。策定に当たっては、都道府県単位の広域的な健康危機管理の対応について定めた手引書や保健所設置市及び特別区における区域全体に係る健康危機管理の対応について定めた手引書、感染症法に基づく予防計画、特措法に基づく都道府県行動計画及び市町村行動計画等を踏まえることとされている。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の 6 第 1 項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定
検査等措置協定締結機関等	感染症法第 36 条の 6 に規定する検査等措置協定を締結している、病原体等の検査を行う機関（民間検査機関や医療機関等）や宿泊施設等を指す。

国立健康危機管理研究機構（J I H S）	国立健康危機管理研究機構法に基づき、統括庁や厚生労働省に質の高い科学的知見を提供する新たな専門家組織として、令和 7（2025）年 4 月に設立された機構。国立感染症研究所と国立研究開発法人国立国際医療研究センターを統合し、感染症等の情報分析・研究・危機対応、人材育成、国際協力、医療提供等を一体的・包括的に行う。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具
サーベイランス	感染症サーベイランスは、感染症の発生状況（患者及び病原体）のレベルやトレンドを把握することを指す。
災害派遣医療チーム（DMAT）	DMAT（Disaster Medical Assistance Team の略）は、災害発生時や新興感染症等の発生・まん延時に、地域において必要な医療提供体制を支援し、傷病者の生命を守るため、専門的な研修・訓練を受けた医療チーム。大規模災害や多くの傷病者が発生した事故等の現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持つほか、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専門家とともに、入院調整、集団感染が発生した高齢者施設等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
災害派遣精神医療チーム（DPAT）	DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team の略）は、自然災害や犯罪事件・航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療福祉体制との連携、各種関係機関等とのマネジメント、専門性の高い精神科医療の提供と精神保健活動の支援を行うために都道府県によって組織される専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。このうち、国の研修を受講し「災害・感染症医療業務従事者」として登録された DPAT 先遣隊は、新興感染症に係る患者が増加し、通常の都道府県内の精神保健医療提供体制の機能維持が困難な場合に、都道府県の要請に基づき、感染症の専

	門家とともに、精神疾患を有する患者の入院調整、集団感染が発生した精神科医療機関等の感染制御や業務継続の支援等を行う。
酸素飽和度	血液中の赤血球に含まれるヘモグロビンのうち酸素が結合している割合
実地疫学専門家養成コース（FETP）	FETP（Field Epidemiology Training Program の略）は、感染症危機管理事例を迅速に探知して適切な対応を実施するための中核となる実地疫学者を養成し、その全国規模ネットワークを確立することを目的として、JHSが実施している実務研修
指定（地方）公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関及び同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。
重点感染症	公衆衛生危機管理において、救命、流行の抑制、社会活動の維持等、危機への医療的な対抗手段となる重要性の高い医薬品等（MCM）の利用可能性を確保することが必要な感染症で、厚生労働省において指定されたものを指す。市行動計画上では特措法における新型インフルエンザ等の発生時における対策の基盤とするため、平時においては、重点感染症を対象とした医薬品等の対策を実施する。
重点区域	特措法第31条の6第1項の規定に基づき、国がまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示した区域
住民接種	特措法第27条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与え、国民生活及び国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者及び期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症（感染症法第14条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第6条第9項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあ

	<p>るものに限る。)をいう。</p> <p>市行動計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。</p>
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	<p>感染症法第 44 条の 2 第 1 項、第 44 条の 7 第 1 項又は第 44 条の 10 第 1 項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第 1 項に定める情報等を公表すること。</p>
新型インフルエンザ等緊急事態	<p>特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態</p>
新興感染症	<p>かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症</p>
積極的疫学調査	<p>感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするために行う調査</p>
全数把握	<p>感染症法第 12 条の規定に基づき、全ての医師が届出を行う必要のある感染症（全数把握）について患者の発生の届出を行うもの</p>
ゾーニング	<p>病原体によって汚染されている区域（汚染区域）と汚染されていない区域（清潔区域）を区分けすること。</p>
相談センター	<p>新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口</p>
双方向のコミュニケーション	<p>医療機関、事業者等を含む都民等が適切に判断・行動することができるよう、都による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受け取り手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション</p>

地域保健対策の推進に関する基本的な指針	地域保健法第4条の規定に基づき、厚生労働大臣が地域保健対策の円滑な実施及び総合的な推進を図るために定める指針
地方衛生研究所等	地域保健法第26条に規定する調査・研究、試験・検査、情報収集・分析・提供、研修・指導等の業務を行う都道府県等の機関（当該都道府県等が当該業務を他の機関に行わせる場合は、当該機関）をいう。都においては、公衆衛生の向上及び増進に関する試験、研究、調査及び検査に関する事務を行う機関として、東京都健康安全研究センターを設置している。
定点把握	感染症法第14条の規定に基づき、都が指定した医療機関のみが届出を行う感染症の患者の発生を把握する方法
停留	検疫法第14条第1項第2号及び第16条第2項（これらの規定を同法第34条第1項の規定に基づく政令によって準用し、又は同法第34条の2第3項の規定により実施する場合を含む。）の規定に基づき、検疫所長が、感染したおそれのある者について、一定期間（当該感染症ごとにそれぞれの潜伏期間を考慮して政令で定める期間）、医療機関、宿泊施設や船舶内に収容すること。
統括庁	内閣感染症危機管理統括庁。感染症危機に係る有事においては、政府対策本部の下で各省庁等の対応を強力に統括しつつ、J I H Sから提供される科学的知見を活用しながら、感染症危機の対応に係る政府全体の方針を策定し、各省庁の総合調整を実施する。
登録事業者	特措法第28条に規定する医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの
特定新型インフル	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法及び感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等の

エンザ等対策	まん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
特定物資	特措法第55条に規定する緊急事態措置の実施に必要な物資（医薬品、食品その他の政令で定める物資に限る。）であって生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送を業とする者が取り扱うもの
入院調整本部	管内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門であり、都域を超えた広域での患者の受入れ調整も行う。
都道府県等	都道府県、保健所設置市（地域保健法施行令（昭和23年政令第77号）第1条に定める市）及び特別区
東京都感染症対策連携協議会	感染症法第10条の2に規定する主に都と保健所設置市・特別区の連携強化を目的に、管内の保健所設置市や特別区、感染症指定医療機関、消防機関その他関係機関を構成員として、都が設置する組織
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器
フレイル	身体性ぜい弱性のみならず精神・心理的ぜい弱性や社会的ぜい弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすお

	<p>それがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。</p>
無症状病原体保有者	<p>感染症法第6条第11項に規定する感染症の病原体を保有している者であって当該感染症の症状を呈していないものをいう。</p>
有事	<p>新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部及び都対策本部の廃止までをいう。</p>
予防計画	<p>感染症法第10条に規定する都道府県及び保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画</p>
リスクコミュニケーション	<p>個人、機関、集団間での情報や意見のやり取りを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応（必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等）のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念</p>
臨床像	<p>潜伏期間、感染経路、感染性のある期間、症状、合併症等の総称</p>
流行初期医療確保措置	<p>感染症法第36条の9に定める、診療報酬の上乗せや補助金等が充実するまでの一定期間に限り、財政的な支援を行う措置。流行前の同月の診療報酬収入を下回った場合、その差額を支払う。</p>
臨床研究中核病院	<p>日本発の革新的医薬品・医療機器の開発等に必要となる質の高い臨床研究を推進するため、国際水準の臨床研究や医師主導治験の中心的役割を担う病院として、医療法第4条の3の規定に基づき厚生労働大臣の承認を受けたもの</p>
ワンヘルス・アプローチ	<p>人間及び動物の健康並びに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。</p>

I C T	Information and Communication Technology の略。 情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティやAI等が含まれる。
I H E A T 要員	地域保健法第 21 条に規定する業務支援員 ※「I H E A T」は、感染症のまん延時等に地域の保健師等の専門職が保健所等の業務を支援する仕組みのこと。
P C R	ポリメラーゼ連鎖反応 (Polymerase Chain Reaction の略)。DNAを増幅するための原理であり、特定のDNA断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。
P D C A	Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) という一連のプロセスを繰り返し行うことで、業務の改善や効率化を図る手法の一つ
P H E I C	国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態 (Public Health Emergency of International Concern の略)。具体的には、国際保健規則 (IHR) において以下のとおり規定する異常事態をいう。 (1) 疾病の国際的拡大により他国に公衆衛生リスクをもたらすと認められる事態 (2) 潜在的に国際的対策の調整が必要な事態